

神奈川県町村会からの「平成23年度県の施策・
予算に関する要望」に対する措置状況

神 奈 川 県

目 次

I 特別要望

神奈川県町村情報システム共同化への支援	1
---------------------	---

II 重点要望

1 地方分権の一層の推進	3
2 防災対策の充実強化	5
3 廃棄物処理対策の推進	7
4 森林等水源環境の保全	9
5 福祉・医療施策の充実	12
6 都市基盤等の整備促進	16
7 防犯対策の強化	21

III 共通要望

1 町村財政基盤の整備	23
2 地域情報化施策の推進	29
3 自然環境の保全及び農林業振興対策の推進	30
4 福祉施策の充実	34
5 保健医療・衛生対策の充実	40
6 都市基盤整備の推進	44
7 教育振興対策の推進	46

IV その他地域要望

1 三浦半島地域	51
2 湘南地域	51
3 足柄上地域	56
4 足柄下地域	62
5 厚木・愛甲地域	67
6 水源地域	70

I 特別要望

神奈川県町村情報システム共同化への支援

(要望事項)

神奈川県町村会は、平成21年2月総会において、行政情報システムにおける国の法律改正や制度改正に伴う運営改修費が膨大な財政負担になっている現状課題について、真剣な議論を行いました。

その課題を解決するために、県内全14町村による行政情報システムの基幹業務電算共同化の可能性について検討に入ることに合意し、1年以上をかけて調査と研究を重ねてきました。

その結果、神奈川県町村会では、住民記録業務・税業務・福祉業務等の基幹業務及び財務会計等の内部業務の情報システム共同化を全町村により推進することを決定し、現在共同化のための実務作業に入っています。

このような状況をふまえ、神奈川県町村会によるこれらの取組に対し、県が全面的に支援していただくよう次のことを要望します。

1 情報システム共同化に向けて、ノウハウの提供等の技術的支援を行うこと。

<措置状況>（総務局）

町村情報システム共同化に向け、利用者の負担軽減、行政効率化の観点から県としても、町村会の情報システム検討部会へ出席し助言等を行ってまいりました。また、情報システム調達に係る仕様等の作成に対して助言を行うとともに、専門的知見のある選定委員として県職員も参加するなどの支援を行ってまいりました。

今後も、ノウハウの提供など町村情報システム共同化への技術的支援を行ってまいります。

(要望事項)

2 情報システム共同化のための基盤整備・環境整備に協力すること。

<措置状況>（総務局）

県では、平成21年度に、県内全市町村が利用する県域行政WANについて、県市町村共同運営協議会で共同調達を行い、県は、代表窓口として電子自治体の基盤となるネットワークの安定的かつ効率的な運用に努めています。こうした取組を通じて、今後、情報システム共同化に資すると考えられる町村間ネットワークの整備等基盤整備・環境整備への協力に努めてまいります。

(要望事項)

3 情報システム共同化の移行計画達成のための人的支援及び財政的支援をすること。

<措置状況>（総務局）

県では、町村情報システム共同化のための一部事務組合の設立に向けて、必要な技術的助言などを実施しています。今後も、必要に応じて人的支援を検討してまいります。

また、市町村への財政的支援を見直し、平成24年度から市町村の広域連携に対する支援へ軸足を移していく方向で検討しておりますが、平成23年度においても、先進的な広域連携の事業については、現行制度の中で、支援を行ってまいります。

(要望事項)

4 情報システム共同化の将来の運用組織の設置について、助言、指導を行い協力すること。

<措置状況>（総務局）

情報システム共同化の将来の運用組織の設置については、平成22年1月以降、随時事務レベル

の打ち合わせを行ってきたところですが、一部事務組合設立の許可権者として引き続き適切な助言等を行ってまいります。

(要望事項)

5 情報システム共同化及び広域連携について、国及び団体等による支援措置について、情報提供するとともに共同して取り組むこと。

<措置状況>（総務局）

県では、県市町村共同運営協議会の会議等を利用して、（財）全国地域情報化推進協会が推進する地域情報プラットフォームについて情報提供を行うなど、情報システムの共同化を行うにあたって必要となる情報の提供に努めてまいりました。また、国及び団体等による支援措置に関する要望を町村会と共に実施したところです。今後も、的確な情報提供等に努めてまいります。

(要望事項)

6 このような自治体業務の共同化の新しい仕組みについて、小規模自治体にとって活用しやすい広域連携方策を検討すること。

<措置状況>（総務局）

市町村の広域連携の推進にかかる基本的な考え方については、神奈川県自治基本条例に基づく県と市町村との協議を経て、一定の共通認識が得られたことから県では、これに基づいて今後広域連携を積極的に推進してまいります。

II 重点要望

1 地方分権の一層の推進

(要望事項)

政府は、これまでの地方分権推進計画を基に、地域主権戦略大綱から地域主権推進大綱へと地方分権・地域主権の大きな流れを作ろうとしています。

この中長期の地域主権戦略の工程の中で、広域行政を担う県と基礎自治体である市町村が協力・共同して国に対する取組を強化しなければなりません。

旧政権下で行われた三位一体改革は、財政再建の名のもとに、小規模自治体である町村に、極めて厳しい行財政運営を強いることになり、深刻な経済情勢・雇用情勢と相まって、地域を疲弊させ深刻・困難な状況を生み出しました。

こうした中、「地方を大切にする」新政権には期待するものが大きいが、町村がこれまで以上に自立し、主体的な地域づくりを進めるために必要な権限の移譲と安定的な地方税財源を確立するための行財政システムとなるよう真の地方分権を求めるものあります。

よって県は、町村の実情をよく理解し、地方分権の推進と税財源の充実が一層図られるよう、国に働きかけるとともに、共同して行動することを強く要望します。

(1) 地方分権改革の具体化に向けて

「地方ができるることは地方が担い、責任を持つ」、「地域のことは地域で考え、地域で決定する」という基本的な考え方を踏まえ、地方分権・地域主権改革をさらに推進すること。

住民に身近な行政に係る事務・権限の移譲について、一層国に強く要望していくとともに、県からの市町村に対する移譲についても取組を強化すること。

<措置状況> (政策局・総務局)

県では、平成22年5月、「平成23年度国の施策・制度・予算に関する提案」の最重点事項の一つに「地方分権改革の着実な推進」を位置付け、住民に身近な行政に係る事務・権限の移譲について、

- ・ 地域主権国家を実現するため、国は、外交、防衛、通貨等、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方にゆだねることを基本として、国と地方の役割分担を適正化すること
- ・ 地方自治体の行政サービスの実質的な決定権を拡大するため、国の事務・権限を抜本的に見直し、地方自治体への大幅な事務・権限の移譲を行うこと。また、地域の実情に応じた事務・権限の移譲にかかる制度を創設すること

などを国へ提案いたしました。

また、地方分権改革の推進について、県では、平成19年7月に策定した「地域主権実現のための基本方針」に基づき、着実に取り組んでいるところです。

今後も、この基本方針に基づき、引き続き、神奈川県地方分権改革推進会議はもとより、地方六団体などとも連携しながら、様々な機会をとらえて、国に強く働きかけてまいります。

一方、市町村に対する権限移譲については、住民に身近な行政に係る事務権限は、基礎自治体が担うことが適当であることから、地域主権戦略大綱の具体化の動向も踏まえながら、さらなる市町村への権限移譲に取り組んでまいります。

(要望事項)

(2) 広域自治体としての県の役割発揮

神奈川県は、政令市・中核市・特例市・一般市及び町と村をすべて持つという全国的にも特

異なる地域である。

これからの少子・高齢化社会に向かう中長期的で膨大な行政需要の増加、また相当な財政出動の必要性が見込まれる中、自治体間の連携、または協力が強く求められてくる。

その際に、市町村業務であっても、広域的な調整を図ることが望まれる場合には、積極的に県の役割として調整力を発揮すること。

＜措置状況＞（総務局）

地域主権型社会の実現に向けて、市町村がこれまで以上に行財政基盤を強化し、多様な住民ニーズに主体的・完結的に取り組んでいくうえで広域連携の手法により対応していくことが有効であることから、県では、市町村の広域連携の取組に対し、重点的に支援することとしています。

（要望事項）

（3）地方財政力の強化に向けて

地方分権・地域主権改革を確かなものとし、将来にわたって安定的で持続可能な財政構造となるよう、県は、市町村とともに国に要望し、次の取組を強化すること。

ア 地方税財源の充実

当面、国税と地方税の税源配分を5：5とすることを目途に、税源移譲の効果が十分に町村に及ぶよう町村の実情を考慮した見直しを行うこと。

また、地方消費税を含む地方税体系の抜本的な改革を行い、地方の自由度や裁量の拡大につながる恒久的な財源の確保を行うこと。

＜措置状況＞（総務局）

「三位一体の改革」の結果、所得税から住民税への税源移譲が実施されましたが、さらなる地方分権を推進するに当たり、地方消費税を含む地方税への税源移譲によって自主財源を確保することが重要であり、その税源移譲は、町村の実情に応じた適正な配分とすべきものと認識しております。

したがって、地方税財源の充実が、その適正な配分を含め早急に実現されるよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、積極的に国に要望してまいります。

（要望事項）

イ 地方交付税改革の推進

地方交付税改革に当たっては、「地方共有税」に名称を変更するとともに、法定率の引上げ、特別会計への直入、特例加算の廃止及び特別会計借入れの廃止を実施すること。

特別交付税の対象経費の重点措置により交付税額が減額されているが、交付・不交付にかかわらず財政需要が生じるものであるため、財源保障措置を講ずること。

また、減税補てん債、臨時財政対策債等赤字地方債の元利償還金については、自治体の財源確保努力の成果によって不交付団体になった場合でも、特別交付税等についての十分な対策を講ずること。

＜措置状況＞（総務局）

地方交付税については、地方交付税の所要額の確保とともに、地方税財源の充実がなされるよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、積極的に国に働きかけてまいります。

また、平成18年度の特別交付税算定において、不交付団体に対する特別交付税の重点化措置が講じられましたが、その算定方法について改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望を取りまとめていく中で、国に伝えてまいりたいと考えております。

さらに、現行の減税補てん債、臨時財政対策債等の償還に係る特別の財源補てん措置については、必ずしも十分な対策となっていないことから、県においても不交付団体を含め、十分な措置となるよう、国へ引き続き働きかけてまいります。

(要望事項)

ウ 「一括交付金」の導入

国による補助金のひも付き、箇所付けを廃止して、地方自治体が自由に使える「一括交付金」の導入には、できる限り国の関与をはずし、地方の自立を助ける改革とすること。

また、三位一体改革の際のような総額圧縮の効率を優先した考え方を取らず、十分な財源措置とすること。

<措置状況> (総務局)

一括交付金制度の創設に当たっては、制度移行に伴う新たな地方負担の増大を招くことのないよう、補助金総額の確保を引き続き国に求めてまいります。

また、その導入目的が地方自治体間の財源調整ではなく、地方の裁量権の拡大であることから、制度設計に当たっても、財政力等による調整を行わない制度とするとともに、地方の自主的な取組を阻害するような使途制限を設けないよう、引き続き国に求めてまいります。

2 防災対策の充実強化

(要望事項)

東海地震や神奈川県西部地震をはじめとする南関東地域直下の地震の切迫性が高まっている中、これらの大規模地震から住民の生命と財産を守り、地域の安全性を高めていくためには、地方自治体が住民と連携しつつ、総合的な地震防災対策と消防力の充実強化を推進していくことが強く求められています。

このため、次の事項について一層の支援強化を図るよう要望します。

(1) 南関東地域直下の地震対策の強化推進

神奈川県西部地域を含めた南関東地域の観測体制及び地震予知研究体制を東海地域と同様に強化、推進するとともに、「東海地震対策大綱」や「首都直下地震対策大綱」に盛られた具体的対策を着実に推進するよう国へ働きかけること。

<措置状況> (安全防災局)

「南関東地域の観測体制及び地震予知研究体制の強化」及び「東海地震対策大綱及び首都直下地震対策大綱に盛られた具体的対策の着実な推進」については、「平成23年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、「防災対策の計画的推進」として位置づけ、重点事項として提案しております。

(要望事項)

(2) 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている市町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置の充実と県の上積助成を要望するとともに、完成時に旧日本道路公団から移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう国及び高速道路株式会社に働きかけること。

<措置状況> (県土整備局)

橋梁やトンネルの耐震診断と補強工事については国の交付金制度がありますので、県としては、これらの事業に対して、確実な財政措置が講じられるよう国へ働きかけてまいります。なお、県

の助成については、厳しい財政状況により現状では困難と考えています。

また、高速道路株式会社から負担金を徴収する制度の創設については、国及び高速道路株式会社に財政の支援について働きかけてまいります。

(要望事項)

(3) 新たな防災整備費補助制度の創設について

本年度に策定された「神奈川県地震防災戦略」の中において、減災のため県が市町村に財政的支援を行うことが明記されたことから、大規模な地震災害が発生した際の災害応急対策に万全を期し、町村民の安心・安全の確保に努めるために、備蓄品及び防災資機材の充実、また災害時における情報伝達の充実・強化をはかるための地域防災無線等の整備を行うにあたり、自治体向けの新たな防災整備費補助制度を創設すること。

<措置状況> (安全防災局)

防災事業に対する財政面の支援については、県としてはこれまで、市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金により支援を行ってきましたが、同制度は、平成22年度をもって終了する予定です。

しかしながら、地震防災対策は引き続き重要な課題であるため、県としては、「選択と集中」の観点から、減災効果の高い民間木造住宅の耐震化について、新たに創設する「市町村消防防災力強化支援事業」により、地域の実態を踏まえ、支援してまいります。

(要望事項)

(4) 新たな防災力整備費補助制度の創設

これから少子高齢化や建築物の高層化・高速道路の整備等、社会経済構造の変化により災害の大規模化や多様化、複雑化、また、テロ等の対応など消防を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、町村消防の脆弱化が懸念されるところであり、今後消防力の強化充実を図り住民の安心・安全の確保につとめるために、消防車両の更新や消防水利の設置、消防救急無線のデジタル化等に係る財源の確保に新たな補助制度を創設すること。

<措置状況> (安全防災局)

消防車両の更新や消防水利の設置に対する財政面の支援については、県としてはこれまで、市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金により支援を行ってまいりましたが、同制度は、平成22年度をもって終了する予定です。

また、消防救急無線デジタル化については、市町の整備費用の低減に向け、様々な取組を行っております。具体的には、平成22年5月に県と32市町及び足柄消防組合を構成員とする「デジタル化推進協議会」を設立し、様々な課題の調整を行うとともに、基地局の建設費用等を軽減するため、県の防災行政通信網の基地局等を支障のない範囲で共同利用してもらうことや、県が共通波の免許人申請の名義人になる方向で国との調整を行っております。

県としては、消防の広域化の推進や「選択と集中」という観点から、新たに創設する「市町村消防防災力強化支援事業」により、支援してまいります。

(要望事項)

(5) 建築年数の古い公的集合住宅の耐震化

昭和40年頃より整備された県住宅供給公社等による公的住宅は相当の年数が経過し、安全・安心のまちづくりの観点から危険であるので、耐震化を早期実施すること。

<措置状況> (県土整備局)

公社の所有する団地の耐震化については、現在、老朽化した団地の集約・再編計画に含めて鋭意検討が進められています。

今後は、耐震化に向けた具体な手法など、より詳細な調査、検討を行い、その結果に基づき、

「神奈川県耐震改修促進計画」の目標数値である平成27年度までに耐震化率90%達成に向けて、可能なところから順次取組を進めてまいります。

3 廃棄物処理対策の推進

(要望事項)

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっています。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を推進することができるよう、次の事項について国の積極的な対応を働きかけるとともに、県においても一層の取組を強化するよう要望します。

(1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、そのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層強化するよう国へ働きかけること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力な指導を働きかけること。

<措置状況>（環境農政局）

県では「平成23年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、循環型社会に向けて、排出者責任、拡大生産者責任の充実を図る方向で廃棄物、リサイクルの法体系の整備を行うよう国に提案しております。

また、不適正処理が行われた場合の排出事業者責任の強化に加えて、発生抑制並びに再資源化しやすい製品設計及び技術開発に関する関係業界への指導、国や産業界が出えんしている産業廃棄物適正処理推進センターによる不法投棄等への原状回復支援事業の拡充などを併せて提案しております。

(要望事項)

(2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や県民への指導、啓発・普及を強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取が円滑に行われるよう業界を指導することを国に働きかけること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずるよう国へ働きかけること。

さらに、容器包装リサイクル法の見直しに当たっては、発生抑制策の実施及び分別収集、選別保管に係る費用負担を事業者の責任として法律に明記するよう国へ働きかけること。

<措置状況>（環境農政局）

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）については、「平成23年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、対象機器の拡大を検討すること、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること及び不法投棄された対象機器の再商品化料金を事業者の負担とすることなどを国に提案しております。

また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）について、分別収集等に係る市町村と事業者の役割分担と費用負担の更なる見直しを図ることを

国に提案しております。

(要望事項)

(3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

一般廃棄物処理の広域化に伴う施設の廃止又は改造に際しては、国庫補助金の返還の免除や地方債繰上償還の猶予などの特別措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保するよう、併せて要望すること。

また、ごみ処理広域化を進めるに当たり、国の支援措置の対象外となる施設等の移築や新設等に対しても、財政措置を講ずること。

<措置状況>（環境農政局）

ごみ処理の広域化に伴う施設の廃止に際しての国庫補助金の返還の免除や地方債繰上償還の猶予の措置については、平成20年5月に一定基準を満たした場合に係る補助金の返還免除の措置がなされ、併せて地方債の繰上償還の猶予についても措置されたところであります。

また、市町村の事業量に対応した予算額の確保について、「平成23年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で提案しております。

なお、国の支援措置の対象外となる施設等の移築等に対して県独自で財政支援を講じることは検討しておりません。

(要望事項)

(4) 不法投棄物撤去等に対する助成の強化

県民の水がめであるダム湖周辺や河川区域内、道路等への不法投棄が数多く発生しており、町村はその撤去や清掃に大きな事業費負担を負っているのが現状である。県では補助制度も創設されているが、町村にとって事業費に対する補助金額が十分でないことから、現行の補助率を見直し、その増額を図ること。

また、不法投棄者の発見、摘発のための警察の取締りを強化するとともに、河川や道路の管理者による不法投棄廃棄物の処理や不法投棄防止用のフェンス設置を推進すること。

さらに、県は、県民に対し水源の大切さをアピールし、美化意識の醸成に積極的に取り組むこと。

<措置状況>（環境農政局・県土整備局・警察本部）

県では、あらゆる施策や事業について、その休止や廃止を含めて見直しを行い、「不法投棄・散乱ごみ総合対策推進事業市町村補助金」についても平成21年度に休止の決定をしたところであり、再開については未定となっております。

また、県警察では、パトロールによる不法投棄者の発見活動を強化しているほか、不法投棄事犯に対しては、迅速、的確な事件化を図るなど、同事犯の摘発を強化しており、平成22年中においては、231件235人を検挙しております。

今後とも、不法投棄者を発見するためのパトロール活動を強化するとともに、不法投棄事犯に対しては厳しく取締りを行うなど、不法投棄事犯の根絶に努めてまいります。

河川敷へのごみの不法投棄対策については、パトロールの実施や警告看板・柵の設置等による未然防止対策と、散乱ごみの撤去等による原状回復対策を地元の協力を得ながら進めており、ダム放流警報施設を利用した呼びかけや、夜間監視パトロールにも引き続き取り組んでまいります。

道路においては、日常パトロールを通じて不法投棄廃棄物の発見に努めるとともに、道路区域内に不法投棄廃棄物がある場合は処理することとしており、必要に応じて不法投棄防止のための柵等の設置もあわせて行っております。

さらに、県民に対して水源の大切さをアピールするため、「県のたより」やホームページ、各

種イベントで水源環境の保全・再生の取組をお知らせするほか、「水源環境保全・再生かながわ県民会議」においても、ニュースレターの発行や県民フォーラムの開催などにより、情報提供に努めてまいります。

4 森林等水源環境の保全

(要望事項)

森林は、水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等さまざまな機能を有しており、今、その多面的、公益的機能が注目されています。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に發揮させるため種々の取組を行ってきましたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られています。

未来に向けて、県民の貴重な財産である森林等豊かな自然を守り育てていくため、国の措置を強く働きかけるとともに、県の取組の一層の充実を要望します。

(1) 森林保全整備のための国民的支援策の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源として全国森林環境

・水源税や環境税を創設・導入するなど、国民的支援の仕組みの構築を国へ働きかけること。

<措置状況> (環境農政局)

地球温暖化対策のための税などについては、「平成23年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、早期導入と実施を図るよう国に提案しております。

(要望事項)

(2) 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、保安林の指定、解除の権限は市町村に移譲するよう森林法の改正も働きかけること。

<措置状況> (環境農政局)

「市町村森林整備計画」に基づき町村が実施する事業への財政支援については、国へ要望してまいります。

また、保安林は、通常、指定区域と受益を受ける区域とは異なり、かつ、多くの場合は市町村の区域を越える広域性を有していることと併せて、指定及び解除には高度で専門的な知見が必要と考えられることから、森林法では、国又は都道府県の事務として規定されているものと承知しております。

(要望事項)

(3) 水源環境保全・再生市町村交付金の配分等

水源環境保全・再生市町村交付金にあっては、水源地域及び河川の上流域に位置する町村の意向を十分反映し、当該地域へ重点的に配分すること。

特に、ダム集水域に限らず、水源地域及び河川上流域に位置する町村の公共下水道整備や維持管理、合併浄化槽整備への財政支援などについても事業対象とし、また、ダム湖や河川を災害から守るための森林整備など防災対策についても交付金の対象とするよう制度の拡充、見直しを図ること。

さらに、専門知識を有する森林整備における技術的な事務（設計や監督指導など）への支援

及び専門知識を有する職員の養成、育成、または、技術職員の派遣など、水源環境・保全再生事業の更なる推進を図るため人的・技術的な支援を行うこと。

<措置状況>（環境農政局）

「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の生活排水対策については、ダム集水域が、他の地域に比べて対策が遅れており、また、水がめであるダム湖への生活排水の流入を抑制し、富栄養化状態の改善を図ることが喫緊の課題であることから、対象地域をダム集水域に限定しております。

ダムの下流地域における生活排水対策については、当該計画とは別に従来どおり、下水道整備事業や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換事業により、順次対応しております。

生活排水対策については、ダム集水域、下流地域ともに大変重要であります。現在はこのような役割分担の下に取り組んでおりますので、水源地域及び河川上流域に位置する町村の公共下水道整備や維持管理、合併浄化槽整備への財政支援などについて事業対象とすることは難しいと考えております。

なお、河川・水路等における自然浄化対策（以下、「河川整備事業」という。）において、第1期計画の課題として、水質改善効果の予測が十分でなかったこと、また、整備を行っても生活排水の流入が原因で整備効果が発揮できないケースがあったことから、第2期計画では、水質改善効果の予測とそれに見合う適正な事業規模としていただくとともに、河川整備事業に影響を及ぼす生活排水対策（合併処理浄化槽転換促進）についても河川整備事業に盛り込むことを検討しております。

また、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」では、施策目的を「良質な水の安定的確保」としており、現在も状況に変化がないことから、防災対策について市町村交付金の対象とすることは難しいと考えております。

人的・技術的な支援については、市町村職員を対象に、県の技術職員による森林整備に関する技術講習会を開催しているほか、地域県政総合センターで随時、技術的相談に応じております。

さらに、県では平成21年度から、森林づくりを支える人材の育成・確保対策として、かながわ森林塾を開校し、様々な技術レベルに応じた担い手育成のための研修を体系的に実施しておりますが、このうち、森林・林業の知識や森林作業の労働安全衛生に関する研修などについて、市町村職員にも聴講や参加する機会を設けております。

なお、国の研修機関でも市町村職員が参加できる技術研修を実施しておりますので、こうした技術研修の情報提供を併せて行ってまいります。

（要望事項）

（4）水源林管理道の作業路開設に伴う補助制度の見直し

適切な森林管理を推進する上で、県が実施する協力協約推進事業における水源林管理道の作業路開設について、急峻な山地状況、作業路の耐久性等を考慮した現地の整備事情に見合う補助制度とすること。

<措置状況>（環境農政局）

作業路の整備については、協力協約締結地の木材搬出、森林整備に伴う資機材の搬出入等に利用される一時的施設として位置付け、整備を実施しているところですが、作り方も様々なことから、公平性を図るために、全県統一した標準単価により補助を行っております。

作業道の整備については、協力協約締結地の森林整備、材の搬出をより効率的かつ広範囲に行う上で重要な施設として位置付け、経費については定められた基準の範囲内で実行経費に対する補助が可能となっておりますので、積極的な活用をお願いしたいと考えております。

（要望事項）

（5）自然歩道等の環境整備の促進

近年の健康志向の高まりの中で、高齢者をはじめとするハイカーの多数が豊かな自然環境を求めて森林とふれあっているが、幅広い年令層に対応できる安全で快適な自然歩道等について早急な整備を進めること。

<措置状況>（環境農政局）

自然公園歩道や東海自然歩道は、利用者の安全と利便の確保及び自然環境保全の両面から検討し、優先度の高いものから整備を進めるとともに、家族連れに人気が高いなどといった利用形態の条件や、斜面が不安定で崩れやすいなどといった立地条件等を、総合的に判断して施設整備内容を決定しており、今後も計画的な管理、整備に努めてまいります。

（要望事項）

(6) 森林木材利用の推進

地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関し、利用計画を策定するとともに、必要な措置を講ずるよう国に求めるとともに、県として努力すること。

<措置状況>（環境農政局）

県では、市町村や学校法人等が行う施設等の木造・木質化への助成を引き続き実施するとともに、平成23年度から、県産木材を使用して住宅を建築した施主に対する助成制度（県産木材活用促進費補助）を創設し、更なる需要拡大を図ります。

また、平成22年10月に施行された公共建築物木材利用促進法に基づき、今後、木材利用に関する基本方針を策定し、県内の公共建築物の木造化・木質化を中心とした木材利用の推進に取り組んでまいります。

（要望事項）

(7) 水源環境負担軽減の取組の強化

かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画では、水源環境負荷軽減への取組として、県内ダム集水域における公共下水道及び合併処理浄化槽の整備促進が事業化されており、水源環境の負荷軽減には、ダム集水域だけでなく、水源林地域を含めた一体の対策を講ずることにより、その効果を一層発揮するものである。

つきましては、公共下水道及び合併処理浄化槽整備の対象地域がダム集水域のみとなっている水源環境保全・再生市町村交付金について、対象地域の水源林地域への拡大を検討すること。

<措置状況>（環境農政局）

「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の生活排水対策については、ダム集水域が他の地域に比べて対策が遅れており、また、水がめであるダム湖への生活排水の流入を抑制し、富栄養化状態の改善を図ることが喫緊の課題であることから、対象地域をダム集水域に限定しております。

なお、ダムの下流地域における生活排水対策については、当該計画とは別に従来どおり、下水道整備事業や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換事業により、順次対応しております。

生活排水対策については、ダム集水域、下流地域とともに大変重要であります。現在はこのような役割分担の下に取り組んでおりますので、公共下水道及び合併処理浄化槽整備の対象地域を水源林地域へ拡大することは難しいと考えております。

なお、河川・水路等における自然浄化対策（以下、「河川整備事業」という。）において、第1期計画の課題として、水質改善効果の予測が十分でなかったこと、また、整備を行っても生活排水の流入が原因で整備効果が発揮できないケースがあったことから、第2期計画では、水質改善効果の予測とそれに見合う適正な事業規模としていただくとともに、河川整備事業に影響を及ぼす生活排水対策（合併処理浄化槽転換促進）についても河川整備事業に盛り込むことを検討しております。

5 福祉・医療施策の充実

(要望事項)

少子高齢化社会の急速な進展に伴い、福祉・医療サービスの需要はますます増大し、かつ、多様化しています。

住民の誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するため、次の事項について国に積極的な措置を講ずるよう働きかけることを要望します。

(1) 介護保険制度の充実

介護保険料については、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講ずるとともに、介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講ずること。

さらに、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務の実態に見合う額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うなど、地域の実情を考慮した制度とすること。

<措置状況> (保健福祉局)

介護保険料について、低所得者の生活の実情を踏まえた負担軽減を図り、必要な財源措置を講じるよう国に要望するとともに、第5期における保険料の急激な上昇を避けるため、財政安定化基金の取り崩しにより、保険料の軽減に活用できるよう、全国知事会に対して意見を述べております。

介護予防支援業務については、その報酬額を業務に見合った額とすることや、居宅介護支援事業所の規模や能力に応じて地域包括支援センターから受託できる件数を弾力化するなど、業務の実態を考慮した制度とするよう国に要望しております。

(要望事項)

(2) 少子化対策の充実

少子化に対応するため、子育てにおける親の経済的負担を軽減し、出産後の雇用の確保や保育環境の充実など、安心して出産、子育てができる環境の整備を図ること。

特に、乳幼児医療助成制度は現在町村の負担によって維持されているが、国の制度として創設すること。

<措置状況> (保健福祉局)

平成23年度より、地域の企業等の参加のもと、子育て家庭に対する優待サービスを提供する子育て応援の新たなしくみづくりを行うとともに、安心こども基金を活用して保育サービスの充実に引き続き取り組み、安心して子育てができる環境の整備を図ってまいります。

また、県では、安心して家庭を築き、出産・育児ができる経済基盤づくりを支援するものとして、子育て家庭の医療費負担を軽減するため、小児の医療費助成制度を創設することを国に対して引き続き要望してまいります。

(要望事項)

(3) 障害者福祉施策の充実

重度障害児者の生活の安定と福祉の向上を図るため、国の制度として重度障害児者医療費助成制度を創設すること。

また、障害者自立支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業の経費については、事業拡大に伴う負担増など町村に超過負担が生じないよう、地域の実情に応じた十分な財政措置を講ずること。

さらに、「障害者福祉的就労協力事業所奨励事業」について、県では、国が実施している特定求職者雇用開発助成金の増額等を理由として、平成24年度以降の廃止を予定しているが、特定求職者雇用開発助成金については助成期間が限られている（最長2年間）ことから、障害者の安定した雇用を永続的に確保するため、本奨励事業を継続して実施すること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

国の制度として重度障害者医療費助成制度を創設することについては、全国の都道府県や市町村で広く取り組まれていることから、重点要望として国に要望しております。

自立支援給付に係る県の負担については、障害者自立支援法に基づき障害福祉サービス費等負担対象額の4分の1を負担しています。また、地域生活支援事業補助金は、自治体の裁量を尊重した補助形式である統合補助金として、各事業の実績に基づき補助金を交付することとはされておりませんが、事業の実施に当たり財源が確保されるよう、地域生活支援事業に係る十分な予算措置について、国に要望しております。

障害者福祉的就労協力事業所奨励事業については、事業開始時と比べて障害者雇用に関する制度が整ってきた中では、むしろ最低賃金以上の雇用を阻害する可能性があることを危惧して見直しを進めているものであり、県としては企業の自発的かつ積極的な障害者雇用を促進する観点から、方針を維持してまいります。

（要望事項）

（4）地域保健医療対策の充実

産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じ、地域における診療機関が継続できるようにすること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

産科・小児科など特定の診療科に医師不足が生じていることから、適切な地域医療体制を確保できるよう、医師の需給を所管する国の責任において、特定の診療科等に必要な医師を配置する仕組みの構築など、抜本的な対策を講じる必要があると認識しており、医師確保対策の推進を重点項目に位置付けて、国に働きかけています。

また、県としても地域医療提供体制の確保の観点から、医師確保対策を「神奈川力構想・実施計画」の戦略プロジェクトに位置付けて取組を推進しており、「地域医療再生計画」では安定的な医師・看護師等医療従事者の確保のためライフステージに応じた支援の充実を進めてまいります。

さらに、地域医療の充実・強化を図るため、医療連携体制の構築及び救急医療を担う医療機関の確保のための診療報酬による評価の充実や、救急医療体制整備に対する支援策の充実などを、国に働きかけています。

（要望事項）

（5）医療保険制度の一本化

給付の平等と負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者として、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を早期に実現すること。

特に、市町村単位で運営している国民健康保険については、都道府県単位を軸とした再編、統合の早期実現を図ること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

国民健康保険を含む医療保険制度の再編・統合について、県では、従来から、国民皆保険制度を維持する観点から、全国知事会における検討課題と捉え、同会を通じて国に提言しているところです。

その提言の内容は、「将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、医療保険制度の

改革等を引き続き着実に行うこと。特に、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を早期に提示するとともに、改革に当たっては、地方公共団体の意見を十分に反映するよう努めること。」です。

したがって、国民健康保険を含む医療保険制度については、国民皆保険制度を維持し、国民の保険料負担及び保険給付の平準化を実現することが重要と考えておりますので、本来、国が運営主体となる方向で医療保険制度の一元化を推進するよう、引き続き、全国知事会等を通じて国に働きかけてまいります。

なお、国においては、平成25年度以降の新たな医療保険制度について、都道府県単位の財政運営とする方向で検討中ですが、現行の市町村国保が担っている重要な役割に鑑み、国民健康保険の広域化は十分慎重に行うべきと考えます。

(要望事項)

(6) 市町村国保財政基盤の強化

今後の医療保険制度改革の具体的な推進に当たっては、市町村の意見を十分に尊重するとともに、医療保険制度の一本化が実現されるまでの間、市町村国保の財政状況を改善し、その基盤を強化するため、国庫負担による財政支援措置を拡充すること。

国民健康保険に係る非自発的失業者の軽減措置の実施等に伴うシステムの改修に掛かる経費は、全額国費負担とすること。

<措置状況> (保健福祉局)

安心して医療サービスを受けるためには、公的な皆保険制度を安定的に維持していくことが重要であり、そのためには、国がナショナルミニマムの視点に立って、全国レベルで医療保険を一元化し、その財政運営の責任やマネジメントを国自身が果たすことが必要であると認識していますので、全国知事会と連携しつつ、国に対し要望してまいります。

また、県は、従来から、国民健康保険制度の安定化について確実な税財源措置を行うことなどを国に要望してまいりました。今後も、制度の一層の安定化を図るため、機会をとらえ国に要望してまいります。

(要望事項)

(7) 市町村国保が行う特定健康診査・特定保健指導への支援

特定健康診査に要する費用については、政令で定めるものの3分の1に相当する額を国・県がそれぞれ負担することとなっているが、従前の実績額と助成基準額には大きな差が出ており、市町村国保の財政をますます悪化させないよう、特定健康診査の費用について基準額を見直すこと。

また、特定保健指導については、実施費用についての支援がなく、市町村国保財政を圧迫しているので、財政的支援措置を講ずること。

<措置状況> (保健福祉局)

特定健康診査・特定保健指導に対する法定公費負担の基準額については、実際に掛かる費用に見合うものとするよう国に要望していくとともに、地方財政措置されている保健師等の人件費等についても、市町村の新たな財政負担とならないよう必要な財政支援を行うよう求めてまいります。

(要望事項)

(8) 重度障害者医療費助成制度の充実

重度障害者医療費助成制度については、身体障害者及び知的障害者は対象としているが、精神障害者を対象外としている。

精神科治療は長期間にわたる場合があり、受診者の医療費負担が大きくなり、治療を中断さ

せてしまう原因ともなりかねないことから、継続して正しい治療が受けられるよう、また、身体・知的・精神の3障害の制度格差を解消するためにも、早期に精神障害者を対象とすること。
＜措置状況＞（保健福祉局）

精神障害者を対象とすることについては、今後の課題として認識しておりますが、これまでの施策との整合性を図るなど、解決しなければならない課題も多くありますので、将来に向けて、この問題への対応をどのように図っていくべきか、実施主体である市町村との十分な意見交換を含め、慎重な検討が必要な課題であると認識しております。

（要望事項）

（9）新しい高齢者医療制度改革について

現行の後期高齢者医療制度の創設の経緯と現状を鑑み、国民皆保険制度の受け皿である国民健康保険を将来にわたって堅持するための国の責任を明確にすること。

制度運営の主体は、国か都道府県とし、市町村に運営の負担が及ばないような制度設計とし、さらには、新制度への移行に係るシステム改修等を含め、現場での混乱を避けるための十分な時間と財政措置を講ずること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

安心して医療サービスを受けるためには、公的な皆保険制度を安定的に維持していくことが重要であり、そのためには、国がナショナルミニマムの視点に立って、全国レベルで医療保険を一元化し、その財政運営の責任やマネジメントを国自身が果たすことが必要であると認識しておりますので、国に対し要望してまいります。

また、制度運営の主体については、都道府県単位の運営が行われる場合、医療費推計や保険料率決定を行う財政運営責任者と保険料の賦課・徴収を行う収納責任者を分離させることは、保険財政運営の無責任化となる恐れがあることから、保険料賦課・徴収権を持つ市長村の共同体である市町村広域連合に一体化するべきであると認識しております。

さらに、これまでの新制度の検討期間については、1年余りと短く、これまでの議論では、国保の現状・特殊性や給付負担に係る将来推計を踏まえた議論が不十分であり、これらの議論について時間をかけ、財政措置を含めて検討を行うべきであると考えておりますので、これらの点について、国に対して働きかけてまいります。

（要望事項）

（10）各種予防接種の安定的な財源化

ワクチン予防接種として、子宮頸がん、インフルエンザ感染等、重症感染症や肺炎球菌の感染症など多様なワクチン接種の必要性が課題となっているが、現行の予防接種法では救済されず、各種予防接種のあり方が問われている。

国民に有効な予防接種については、すべて国の責任において、任意接種から定期予防接種化を図るとともに、安定的な財政支援措置とすること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

予防接種法に基づく定期接種の対象とされていないワクチンの定期接種化に向けては、現在、国の「厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会」において議論が進められており、このうち子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、平成21年10月6日に同部会長から厚生労働大臣あて、これらを「予防接種法上の定期接種に位置づける方向で急ぎ検討すべきである」とする意見書が提出されたところです。

県としては、全国衛生部長会や九都県市首脳会議を通じて、これらのワクチンの定期接種化について要望するとともに、九都県市首脳会議では、その財源措置について、既に定期接種となっているワクチンも含めて抜本的な見直しを行い、地方自治体に負担が生じないよう、国の責任により必要な財源を確保するよう要望しているところです。

また、水痘、おたふくかぜ、B型肝炎等、その他の定期接種化に向けた議論が行われているワクチンも含めた接種費用の負担のあり方については、現在、国の予防接種部会において議論が進められており、その検討状況を踏まえつつ、国と地方の役割分担に基づく適切な費用分担となるよう、必要に応じて国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(11) 妊婦健康診査及び女性特有のがん検診推進事業への財政支援

県民の誰もが安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるために市町村が実施している妊婦健康診査の公費負担について、全14回分において、交付団体、不交付団体にかかわらず全額国庫負担となるよう支援するとともに、県独自の補助制度を創設し、町村の財政負担軽減を図ること。

また、女性特有のがん検診推進事業についても、将来にわたって安定的な財政支援措置とすること。

<措置状況>（保健福祉局）

妊婦健康診査支援基金事業については、平成22年度補正予算の成立に伴い、事業期間が平成23年度まで延長されました。妊婦健康診査は、母子保健法により市町村が実施主体と定められており、この公費負担についても、14回の実施に対し、国が地方交付税並びに妊婦健康診査臨時特例交付金事業による財政措置を行っています。

国に対しては、「平成23年度国の施策・制度・予算に関する提案」で、妊婦健康診査事業を安定的に継続していくため、地方公共団体の実態を踏まえ、妊婦健康診査支援基金による事業費補助の実施など、地方の負担が生じないよう財政措置を行うことを要望したところであり、平成24年度以降の実施に対しても、要望を行ってまいります。

女性特有のがん健診推進事業は、平成21年度の国の補正予算により、国庫負担割合10分の10で開始されましたが、2年目となる平成22年度に、補助率2分の1とされ、残る地方負担分について地方交付税措置が講じられました。

国に対しては、「平成23年度国の施策・制度・予算に関する提案」で、当該事業の全額補助を復元し、市町村負担分を解消するよう要望しており、平成24年度以降の実施に対しても、引き続き同様の要望を行ってまいります。

6 都市基盤等の整備促進

(要望事項)

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めていますが、その実現には大きな困難が伴っており、都市部との格差は拡大しています。

このため、県は、こうした町村の取組を支援するため、次の事項の実現を国に働きかけるとともに、県においても積極的な措置を講ずるよう要望します。

(1) 下水道の整備促進

ア 公共下水道の整備促進を図るために、今後も更なる事業費の投入が必要となっており、財政基盤の弱い町村では、公共下水道の早期整備における財政的支援は、必要不可欠である。現行の公共下水道事業補助金制度は、補助対象事業費に対し一定の補助率を乗じて補助金額を算出する制度となっているが、普及率の低い町村においては、下水道の早期整備を進めるために補助率の大幅な引上げを図ること。

また、下水道事業に対する社会資本整備総合交付金の配分に当たっては、必要とする事業

の執行に支障が生じないように留意すること。

＜措置状況＞（県土整備局）

公共下水道事業に対する県費補助制度は、下水道の普及促進を図ることを目的に、昭和62年度に創設されました。

創設当時の県内町村の人口普及率は約12%で、全国の約39%を下回っている状況でしたが、現在では約74%まで普及が図られ、全国の普及率と同程度になってきたことや厳しい財政状況を踏まえると、補助率の引き上げは困難です。

社会资本整備総合交付金については、所要額の確保が図られるよう国に働きかけてまいります。

（要望事項）

イ 整備の遅れている町村の下水道整備を促進するため、管渠整備に係る弾力条項の枠の拡大や処理場の建物、設備機器等の整備に係る耐用年数を縮減し、補助対象事業の拡大を図るなど、国庫補助制度を拡充強化すること。

また、各地域における地形上の制約や観光地である等の地域特性を加味した特別な補助について配慮すること。

＜措置状況＞（県土整備局）

御要望の趣旨については、引き続き国に働きかけてまいります。

（要望事項）

ウ 下水道事業費については、財源の多くを地方債に求めているが、償還金が年々増加の傾向にあり、本来の整備に充てるべき事業費の確保が困難な状況にあるので、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実を含めた、新たな財政措置を講ずること。

また、公的資金補償金免除による繰上償還期間（臨時特例措置）の延長と公的資金（旧資金運用部資金）の補償金なしでの繰上償還の対象要件を緩和すること。

＜措置状況＞（総務局）

下水道事業に係る地方財政措置は、公営企業としての性格、汚水と雨水の流入割合等を総合的に勘案したうえで措置されているものですが、地方交付税の算定方法については、改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望をとりまとめていく中で、国に伝えていきたいと考えております。

公的資金補償金免除繰上償還については、平成19年度から平成21年度までの时限措置とされていましたが、地方財政法附則第33条の9の規定により平成22年度から平成24年度までの3年間、制度が延長されております。

また、延長に伴い、平成22年7月30日付け総務副大臣通知により「平成22年度公的資金補償金免除繰上償還実施要綱」が示され、その中で、旧資金運用部資金及び旧簡保資金については、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した財政力指数が1.0未満の団体も対象とされることとなり、これまでの制度に比べ、対象要件が緩和されたところです。

しかしながら、公債費の負担の軽減効果や自治体側の財政負担の面で、必ずしも十分な対策となっていないことから、公債費負担軽減措置のさらなる拡充について、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

（要望事項）

エ 公営企業債の償還期間においては、下水道施設の耐用年数を加味した期間に延伸し、また、借換債制度については、現在の景気動向を反映させた条件に緩和すること。

また、起債の借換えの基準となっている現行の資本費や使用料単価の緩和及び借換利率の引下げ等、措置内容の拡充について、引き続き国などの関係機関に働きかけること。

＜措置状況＞（総務局）

下水道事業は、下水道施設の耐用年数を考慮し、他の事業と比較しても長期の償還期間が設定されておりますが、下水道施設によっては耐用年数よりも償還期間が短いものも見受けられますので、制度改善が必要なものについては、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

また、旧公営企業金融公庫資金に係る公営企業借換債は、公的資金補償金免除線上償還の事業が対象とされております。公的資金補償金免除線上償還については、平成19年度から平成21年度までの時限措置とされていましたが、地方財政法附則第33条の9の規定により平成22年度から平成24年度までの3年間、制度が延長されたところです。

しかしながら、公債費の負担の軽減効果や自治体側の財政負担の面で、必ずしも十分な対策となっていないことから、公債費負担軽減措置のさらなる拡充について、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

(要望事項)

オ 水道・下水道事業における道路掘削許可を受ける際の自費復旧事務費の負担は、事業の財源を国庫補助金及び地方債を主体としている町村にとっては極めて厳しいものとなっているので、免除を含めた見直しを行うこと。

<措置状況>（県土整備局）

自費復旧事務費は、掘削箇所の路面復旧に際して、その監督、検査等に要する費用を原因者負担として徴収するものであるため、他の占用物件と同様、これを免除することは困難であります。

(要望事項)

カ 下水汚泥の処理処分について、県内に処分地を確保することが困難な状況にあり、公共下水道事業費補助等のメニューに単独公共下水道事業を行っている自治体の汚泥処理費用に対する項目の追加を行うなど財政支援すること。

<措置状況>（県土整備局）

公共下水道事業費補助は普及促進を主な目的としており、汚泥処理費用などの維持管理費は対象としておりません。

厳しい財政状況のなか、当該補助のメニューとして汚泥処理費用を追加することは困難です。

(要望事項)

(2) 生活交通の確保対策の充実

ア 国の地方バス路線維持対策補助制度を見直し、要件を緩和するとともに、乗合バスの需要調整規制の廃止に伴う生活交通の確保対策について一層の税財源措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、県においても、「広域行政圏の中心都市との接続」に関する要件緩和や、距離の短い路線も対象にするなど、国とは違う視点に立った財政支援や法定計画策定期における専門分野の人的支援など総合的な支援を行うこと。

<措置状況>（県土整備局）

県は、公共交通の利用促進を含め、総合的に交通施策を推進しております。その中で、バスを中心とした地域交通については、その利用促進対策を含め、基本的に市町村が取組を行い、県は広域的視点により市町村の取組に対して、支援を行うものと考えております。

御要望の国への働きかけについては、今後も、運行実態に見合った制度改善や一層の税財源措置を要望してまいります。

また、県では、引き続き、国庫補助より対象を拡大した県独自の補助制度である「広域的幹線的バス運行対策補助金」により、市町村と協調して補助を行うとともに、バス交通の確保に向けた市町村の取組を支援するため、必要な助言や様々な情報提供を行ってまいります。

(要望事項)

イ JR御殿場線については、JR東海の管轄ということで、JR東日本のスイカや関東地方のバスモが使用できないという沿線住民にとって大変不便な状況にあるので、県としてもJR東海に対し申し入れを行うこと。

その際、この地域の山梨県・静岡県・神奈川県3県の一体性を確保するため、共同の申し入れ等を考慮すること。

<措置状況>（県土整備局）

JR御殿場線における東日本旅客鉄道株式会社のIC乗車券「S u i c a」利用の実現については、県内市町村等とともに組織する「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて東海旅客鉄道株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社に対し、要望を行っております。

なお、同線沿線市町で構成され、本県及び静岡県知事が顧問として参画している「御殿場線輸送力増強促進連盟」においても、同社に対し、同様の要望を行っております。

(要望事項)

(3) 海岸の整備促進

ア 酒匂川や相模川等からの流砂の減少に伴い、大磯港西側から二宮海岸にかけての海岸線の浸食は深刻な状況となっているので、安全対策を含めた抜本的な海岸浸食対策を講ずること。

<措置状況>（県土整備局）

県では、西湘海岸（大磯・二宮海岸）の砂浜の回復を図るための保全策を検討するため、国と共同で「西湘海岸保全対策検討委員会」を設置し、平成20年7月12日までに保全対策手法を取りまとめました。

また、施設の構造や規模、配置などの検討に際しては、漁業を含む利用や、環境に配慮して検討しており、平成22年度は施設の詳細を検討するため、国により大磯海岸で施設の現地試験を行っています。

保全対策の実施については、多大な事業費と高度な技術力を要することから、平成23年度の直轄事業による新規採択を国に要望していましたが不採択であったため、引き続き要望を行い、直轄事業化されるまでの間、国の交付金を活用した養浜対策を平成23年度から着手できるよう国に要望してまいります。

(要望事項)

イ 海岸漂着ゴミの多くは河川からの流入ゴミであり、沿岸市町はその清掃に大きな負担を強いられているので、県において財政支援を行うこと。

<措置状況>（環境農政局）

海岸清掃事業については、財団法人かながわ海岸美化財団が、県及び関係市町からの負担金により、計画的かつ一体的な海岸清掃を行っておりますが、海岸ごみは原因者不明ごみであることから、県は広域的、包括的自治体であることを考慮し、年間を通じて計画的に行う通常清掃については清掃費用の2分の1を、台風、大雨等の際の緊急清掃については全額を負担しております。

また、平成21年7月に公布・施行された海岸漂着物処理推進法による政府の基本方針に基づき、これまでの海岸漂着物対策の取組を基本としつつ、「神奈川県海岸漂着物等処理地域計画（仮称）」を策定し、関係機関と連携して海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制に努めてまいります。

(要望事項)

ウ 相模湾の海岸線には、大きな松が残され、防風、防砂を含む環境保全の役割と相模湾の美しい景観をつくりだす貴重な財産となっているが、松くい虫の被害増大により松の切り倒しを余儀なくされ、年々景観や環境保全のための松は減少しつつある。その対策として、松く

い虫被害木の伐倒後地権者の協力を得て松くい虫に強い抵抗性松の植樹協力をしているが、町の負担は増大するばかりである。

このことから松くい虫被害に関する補助単価を見直すとともに、補助率を上げること。

あわせて、松の育成に重要である下草（雑木）刈りの実施についても支援すること。

＜措置状況＞（環境農政局）

松くい虫等防除事業については、県は市町村と調整しながら、将来的に保全すべき松林を特定し、薬剤注入による予防対策や松くい虫による被害木を伐倒して除去するなどの駆除対策を重点的かつ集中的に行っているところであります。

現状において、高補助率化への見直しは困難と考えておりますが、平成21年度当初には伐木材の処分先等の調査や伐倒歩掛の検討を行い、事業単価の見直しを行いました。

なお、植樹地の下刈りなど保育の実施については、松くい虫被害対策事業での対応が困難であるため、造林事業等での実施を御検討願います。

（要望事項）

エ 平成19年台風9号により大磯町から二宮町にかけての西湘海岸が甚大な被害を受け、砂浜が消失している。この砂浜を、国の直轄事業として被災前の状態に限りなく近い状況に砂浜を復元すること。また、砂浜の復元に際しては、漁業関係者の意見を十分反映させ、漁業への悪影響が出ないよう特段の配慮をすること。

＜措置状況＞（県土整備局）

県では、西湘海岸（大磯・二宮海岸）の砂浜の回復を図るための保全策を検討するため、国と共同で「西湘海岸保全対策検討委員会」を設置し、平成20年7月12日までに保全対策手法を取りまとめました。

また、施設の構造や規模、配置などの検討に際しては、漁業を含む利用や、環境に配慮して検討しており、平成22年度は施設の詳細を検討するため、国により大磯海岸で施設の現地試験を行っています。

保全対策の実施については、多大な事業費と高度な技術力を要することから、平成23年度の直轄事業による新規採択を国に要望していましたが不採択であったため、引き続き要望を行い、直轄事業化されるまでの間、国の交付金を活用した養浜対策を平成23年度から着手できるよう国に要望してまいります。

（要望事項）

（4）町村部における県道整備枠の確保

県では、平成19年10月に、平成28年度までを計画期間とし、「道路整備計画」及び「道路維持管理計画」により構成される「かながわのみちづくり計画」を新たに策定している。

しかし、「道路整備計画」に位置付けられている「整備推進箇所」（91箇所）及び「事業化検討箇所」（5箇所）については、そのほとんどが市部に集中していることから、今後、町村部における県道整備の遅れが懸念される。

県道については、災害時における緊急交通路・緊急輸送路として指定されている路線も多いことから、都市部間を結ぶ町村部の道路整備も重要であり、県下全域において均衡ある整備が必要であるとともに、公共交通機関が発達している都市部とは異なり、交通移動手段の多くを自家用車等に依存している町村部にあっては、道路整備は最重要課題の一つであり、住民からの整備要望も大変強いものがあることから、「かながわのみちづくり計画」とは別に、町村部を対象とした県道整備枠を設け、取組を推進すること。

＜措置状況＞（県土整備局）

町村部における県道整備については、平成19年10月に策定した「かながわのみちづくり計画」において、真に整備を推進すべき箇所は、都市部、町村部の分け隔てなく、しっかりと計画に位

置づけております。

県としては、道路ネットワーク全体のバランスに配慮しながら、町村部における道路整備についても計画的かつ着実に推進してまいります。

(要望事項)

(5) 特殊地下壕対策の拡大強化

特殊地下壕は、経年変化によるその危険性が指摘されており、各市町村においてその対策を講ずるにあたり、崩落の危険性の調査から工法選定・対策工事の実施に至るまでには莫大な経費がかかるものと推測される。

戦時中、国土防衛のために築造された地下壕については、国が責任を持ってその対策に積極的に取り組むべきであり、特殊地下壕対策事業について、強力な財政支援措置を講ずること。

＜措置状況＞（県土整備局）

御要望の趣旨は、全国特殊地下壕対策推進協議会を通して国へ要望してまいります。

なお、市街地における対策工事等については、地域住民の安全性の確保の観点から、「社会資本整備総合交付金制度」の活用も可能と考えられますので、御検討ください。

7 防犯対策の強化

(要望事項)

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途を辿り、住民の安全な生活への不安が深刻化しています。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要があり、これまでの取組を越えた自治体と警察、住民の連携が求められています。

町村が取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、国に対し次の措置を講ずるよう働きかけるとともに、県の取組の一層の強化を要望します。

(1) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官の更なる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう国へ強く働きかけすること。

＜措置状況＞（警察本部）

県警察では、平成23年度の警察官の増員に向けて、国に対して増員要求を行い、65人の増員が認められたところであります。しかしながら、依然として本県の警察官1人あたりの負担人口や犯罪情勢を見れば、現在の警察官をもってしても十分とはいえず、今後も警察官の増員が必要と考えておりますので、今後の警察官の増員についても、治安情勢の変化等を見ながら的確に対応してまいります。

また、交番の設置については、限られた人員で交番としての機能を最大限に発揮するために、スクラップアンドビルトを原則として、設置要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口等の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況等のほか、隣接交番・駐在所等との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

今後も要望地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番の適正配置を検討してまいりますが、当面は、今ある交番を充実して交番機能を強化することにより、治安に間隙が生じな

いように努めてまいります。

(要望事項)

(2) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、県においても「神奈川県市町村防犯活動拠点設置事業補助金」制度を再び復活するとともに、その補助対象を拡大し、防犯灯、街路照明等の設置を対象とすること。

<措置状況>（安全防災局・警察本部）

街頭緊急通報装置の設置については、犯罪の抑止及び犯人検挙の際の有用性が期待されているところでありますが、国庫補助に対応した自治体の財政負担等も想定されることから、厳しい財政状況の中で、慎重に検討すべき課題と認識しております。

しかしながら、市町村で独自に設置した場合には、警察が設置するものと同等の効果が得られるよう通報先を警察本部の通信指令室とするなど、技術的な支援に努めてまいります。

また、市町村防犯活動拠点設置事業補助金については、市町村による防犯活動拠点設置を促進するため、时限を延長し、平成20年度まで実施してまいりましたが、県財政が厳しい状況にあることや、市町村又は民間単独での防犯活動拠点の設置、民間が設置する拠点への市町村の支援等の取組が進んできている現状を踏まえ、制度の復活は想定しておりません。

犯罪をなくしていくためには、地域の方々の自主的な防犯活動が大変重要であると認識しておりますので、県内各地域で自主防犯活動団体の方々が継続的かつ計画的に活動を行うことができるよう、市町村と連携を図りながら、引き続き必要な情報の提供・助言等に努めてまいります。

III 共通要望

1 町村財政基盤の整備

(要望事項)

1 地方税制等の改正について

(1) 地方税負担の公平性の確保について

町村財政運営の基盤となる地方税について、税負担の公平性等を確保するため、次の項目について国へ働きかけること。

ア 軽自動車税率の引き上げと課税・徴収事務の省力化について

<措置状況> (総務局)

軽自動車税に係る標準税率については、昭和59年度の見直し以来かなりの年数が経過しており、また、標準税率の水準が他の自動車関係税と比較し著しく低率となっていることや、市町村の徴税経費等の観点からも見直しが行われるべきものと考えておりますので、原動機付自転車などに係る課税のあり方の検討も含め、機会をとらえて国に要望してまいります。

(要望事項)

イ 固定資産税の非課税等特別措置について

<措置状況> (総務局)

非課税措置などは、租税負担の軽減を通じて、特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税負担の公平という税制の基本原理の例外となっておりますので、その政策目的の合理性、政策手段としての適正性、利用の実態などを踏まえて適時見直しを行い、整理・縮減されるよう国に要望してまいります。

(要望事項)

ウ 土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法について

<措置状況> (総務局)

土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出における負担調整措置は、負担水準の均衡化という観点から制度化され、平成18年度税制改正においてその制度が簡素化されたものでありますが、納税者にとって理解しやすい、より簡素な制度となるよう国に要望してまいります。

(要望事項)

エ 郵便事業(株)及び郵便局(株)所有の固定資産税に係る課税について

<措置状況> (総務局)

郵便事業(株)及び郵便局(株)所有の固定資産に係る課税については、平成20年度から平成24年度までの課税標準をその2分の1とする特例措置が設けられておりますが、地方税法に規定されている課税の特例等は、国の政策遂行を目的として規定されているものであります。

したがって、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社所有の固定資産に係る特例措置については、国の政策遂行上の観点から判断されるべきものと考えております。

(要望事項)

オ 個人住民税の課税に係る公平性の確保について

<措置状況> (総務局)

個人住民税均等割の非課税限度額については、全国の町村で一律ではなく、低所得者層の税負担に配慮し、生活保護法の生活扶助基準額を勘案した非課税限度額が設定され、その額は、各市町村の生活保護級地区分により定められています。

したがって、低所得者層に対する負担軽減措置としての趣旨において、慎重に検討すべきものと考えております。

(要望事項)

カ 還付加算金の利率の見直しについて

<措置状況> (総務局)

還付加算金の利率は、年利7.3パーセントとされていますが、平成11年以降、低金利の状況を勘案し、一定の負担軽減を図るため日本銀行による商業手形の基準割引率（旧公定歩合）に連動させる特例が設けられています。

還付加算金の利率については、延滞金の利率との均衡の観点を含め、検討されるべきものと考えております。

(要望事項)

キ 個人住民税の現年課税について

<措置状況> (総務局)

納税者、特別徴収義務者、地方団体の事務負担等を踏まえつつ、現年課税について検討するよう、機会を捉えて国へ要望してまいります。

(要望事項)

ク 国有資産等所在市町村交付金法8条に基づく算定について

<措置状況> (総務局)

国有資産等所在市町村交付金法第8条において、同条で定める「著しく異なると認めた場合」の解釈については、市町村交付金制度として、交付金算定標準額のあり方の観点から検討すべきものと考えます。

(要望事項)

(2) 税務事務に係る支援について

地方税の税務事務は、専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっているため、税務事務の合理化を図るため、次の措置を講じられるよう国へ働きかけること。

また、国の制度改革等による個人住民税システムの改修費及び情報伝達に要するシステムに係る恒久的な経費は、町村の大きな負担となっているため、既存の助成額引き上げ又は新たな補助制度の創設等を国に働きかけるとともに県においても補助制度を創設すること。

ア 家屋評価の簡素化等について

<措置状況> (総務局)

家屋評価については、評価替えに伴い評点項目の整理合理化が図られてまいりましたが、依然として専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっております。

したがって、課税の公平性が保たれることを前提に、非木造家屋評点基準表のより一層の整理合理化や、取得価格方式、平米単価方式などの検討など、評価方法のさらなる簡素化について検討するよう国に要望してまいります。

(要望事項)

イ 建物の表示登記の徹底について

＜措置状況＞（総務局）

固定資産税の課税では、課税客体と納税義務者を把握するために、地方税法の規定により、登記所は不動産登記の内容を市町村に対し通知することとなっております。

したがって、適正な課税を図る上で、適正な登記がなされる必要があることから、機会をとらえて国に要望してまいります。

（要望事項）

ウ 制度改正に伴うシステム改修費に対するさらなる適正な財源措置について

＜措置状況＞（総務局）

税制改正に伴う電算システム改修経費については、地方交付税の基準財政需要額において、徴税費の一部として措置されており、また、県民税徴収取扱費交付金も、電算システム改修経費の性格を含むものとされております。

しかし、改修経費と比較して、その措置額は充分とは言えないものであると認識しておりますので、より一層の財源措置がされるよう機会をとらえて国に要望してまいります。

（要望事項）

エ 制度改正に伴う個人住民税システム改修費及び運営費等の適正な補助について

＜措置状況＞（政策局）

国の制度改正に伴うシステム改修等の費用については、地方税法上、個人県民税の納税義務者数に3,000円を乗じて得た金額を徴収取扱費として負担をしておりますので、県がこれとは別に特別の負担を行うことは困難であります。

なお、平成22年度税制改正では、所得税確定申告書データ送信のためのシステム改修等の費用として、平成22年度の徴収取扱費を納税義務者1人あたり300円の引上げを行う措置もされたところです。

（要望事項）

(3) 地方税徴収対策の強化について

地方税の徴収率向上は、税務行政の信頼性、税の公平性のためには、緊急かつ重要な課題である。神奈川県においては、町村への短期派遣制度の充実等により徴収強化対策を図っているが、更なる強化対策を図る必要があると考える。よって、専門的知識・経験を有する組織による運営により、不動産の差し押さえ・換価をはじめ、効率的な滞納整理業務を行うことが可能となる広域整理機構の設立すること。

＜措置状況＞（政策局）

御要望の点については、これまで、県内市町村との研究会等でさまざまな検討を行ってまいりましたが、安定した運営を図るために必要な職員の確保が困難であることや、市町村における新たな費用負担が必要となることなどから、県としては、早期実施は困難と考えております。

なお、平成20年5月に県内市町村に対して行ったアンケート調査では、過半数の市町村が、地方税に係る広域連合等に参加する意思はないとの回答をしております。

（要望事項）

(4) 個人県民税の超過課税について

水源環境保全及び再生事業のための個人県民税超過課税は、平成19年度から23年度までの5カ年で実施しているが、超過課税の存続の有無について早期に決定されるとともに、その結果について県民への周知すること。

また、廃止する場合においては、平成23年度中に課税システムの改修が必要となることから、改修経費について予算措置を講じること。

<措置状況>（政策局・環境農政局）

平成19年度から「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づき実施している特別対策事業の成果は着実に発揮されつつありますが、水源環境保全・再生を図るためにには、長期の継続的な取組が必要であることから、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に沿って、第2期5か年計画を策定し、平成24年度以降も特別な対策を継続する必要があると考えています。

したがって、その財源である個人県民税の超過課税（水源環境保全税）についても延長する必要があるため、平成22年12月に県議会に報告したところであり、現時点で、水源環境保全税を廃止することについては考えておりません。

なお、県議会で議決をいただいた後、延長に係る県民周知については、第2期5か年計画の広報とともにに行ってまいりたいと考えております。

（要望事項）

2 地方債の繰上償還、借換えについて

政府資金に係る地方債については、現行の要件は厳しく、特に財政融資及び旧郵政公社資金については、財政力指数による線引きのみならず、実質公債費比率等による要件も伴い、対象となる団体が限られている状況です。実質公債費比率や経常収支比率についても、各団体の行政改革の断行、人件費を始め並々ならぬ経費削減の努力により、抑制を図っているところがあるので、それらの要件緩和について、国への働きかけを要望します。

<措置状況>（総務局）

公的資金補償金免除繰上償還については、平成19年度から平成21年度までの時限措置とされていましたが、地方財政法附則第33条の9の規定により平成22年度から平成24年度までの3年間、制度が延長されております。

また、延長に伴い、平成22年7月30日付け総務副大臣通知により「平成22年度公的資金補償金免除繰上償還実施要綱」が示され、その中で、旧資金運用部資金及び旧簡保資金については、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した財政力指数が1.0未満の団体も対象とされることとなり、これまでの制度に比べ、対象要件が緩和されたところです。

しかしながら、公債費の負担の軽減効果や自治体側の財政負担の面で、必ずしも十分な対策となっていないことから、公債費負担軽減措置のさらなる拡充について、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

（要望事項）

3 水道企業債に対する財政優遇措置について

水道事業においては、近年の鉛管問題、クリプトスピリジウムなどの問題への対応、更には老朽管の布設替えなど、より安全で良質な水道水を将来にわたり安定的に供給できる施設の整備を進めて行く必要があります。しかし、これに要する巨額な資金は、ほとんどを企業債に頼るため、財政面では企業債元利償還金が年々増加して大きな負担となり、経営状況の悪化、ひいては水道料金の値上げを助長することが考えられます。

つきましては、水道事業の財政健全化をより一層図るため、次の措置を講ずるよう引き続き国への働きかけを要望します。

- (1) 政府資金及び公営企業金融公庫資金について、貸付利率の引下げ、償還年限の延長など、発行条件の緩和を図ること。

<措置状況>（総務局）

水道事業については、住民の日常生活に密接に関連していることから政府資金等の公的資金が優先的に配分されており、地方公共団体金融機関資金の優遇金利の適用や地方交付税措置等による公債費負担の軽減措置が講じられているところであります。

また、水道施設の耐用年数を考慮し、他の事業債と比較しても長期の償還期間が設定されてお

ります。

公営企業である水道事業については、民間的経営手法の導入等、なお一層の経営改善努力を求めておりますが、経営健全化を図る観点から制度改善が必要なものについて、今後とも機会をとらえて国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(2) 高料金対策借換債の条件を緩和するとともに、政府資金についてもその対象とすること。

<措置状況> (総務局)

旧公営企業金融公庫資金に係る公営企業借換債は、公的資金補償金免除繰上償還の事業が対象とされております。公的資金補償金免除繰上償還については、平成19年度から平成21年度までの時限措置とされていましたが、地方財政法附則第33条の9の規定により平成22年度から平成24年度までの3年間、制度が延長されたところです。

しかしながら、公債費の負担の軽減効果や自治体側の財政負担の面で、必ずしも十分な対策となっていないことから、公債費負担軽減措置のさらなる拡充について、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

4 市町村振興補助金の拡充について

市町村振興メニュー事業補助金については、いまだ町村の活用しやすい制度とはなっていません。財政力の弱い自治体においては、国による補助負担金の削減など、ますます厳しい財政状況が見込まれますので、より一層の制度の改善を図るよう要望します。

(1) 下限事業費について更なる緩和を行うこと。

<措置状況> (総務局)

県では、市町村の広域連携の推進に向け、市町村振興メニュー事業補助金をはじめとした市町村への財政的支援を見直し、平成24年度から広域連携に対する支援へ軸足を移していく方向で検討しておりますので、広域連携の推進に資する事業については、併せて、補助要件の緩和など、積極的な支援を検討してまいります。

(要望事項)

(2) 道路施設・河川施設等について、国庫補助採択事業や交付金対象事業（まちづくり交付金や道整備交付金等）も補助対象とすること。（国の補助金改革により、国庫補助が大幅に削減されている中で、国庫補助採択事業等にあっても充実した財政措置とはなっていない。特に「選択と集中」により都市基盤整備を重点的に行う都市再生整備計画エリアや地域再生計画エリアの道路等整備に特段の配慮をいただきたい。）

<措置状況> (総務局)

県では、市町村の広域連携の推進に向け、市町村振興メニュー事業補助金をはじめとした市町村への財政的支援を見直し、平成24年度から広域連携に対する支援へ軸足を移していく方向で検討しておりますので、広域連携の推進に資する事業については、併せて、補助要件の緩和など、積極的な支援を検討してまいります。

(要望事項)

(3) 事業費に対する補助金先付け分の上限枠（2,000万円）を撤廃・増額すること。

<措置状況> (総務局)

県では、市町村の広域連携の推進に向け、市町村振興メニュー事業補助金をはじめとした市町村への財政的支援を見直し、平成24年度から広域連携に対する支援へ軸足を移していく方向で検討しておりますので、広域連携の推進に資する事業については、併せて、補助要件の緩和など、積極的な支援を検討してまいります。

(要望事項)

(4) 補助率を引き上げること。特に町村等小規模団体については補助要件を緩和すること。

<措置状況> (総務局)

県では、市町村の広域連携の推進に向け、市町村振興メニュー事業補助金をはじめとした市町村への財政的支援を見直し、平成24年度から広域連携に対する支援へ軸足を移していく方向で検討しておりますので、広域連携の推進に資する事業については、併せて、補助要件の緩和など、積極的な支援を検討してまいります。

(要望事項)

(5) 学校施設の整備改修等についても対象とすること。

<措置状況> (総務局)

県では、市町村の広域連携の推進に向け、市町村振興メニュー事業補助金をはじめとした市町村への財政的支援を見直し、平成24年度から広域連携に対する支援へ軸足を移していく方向で検討しておりますが、広域連携によらない学校の整備・改修等を対象とすることは困難です。

(要望事項)

(6) メニュー事業のうち、平成12年4月1日から適用除外となっている「防災・消防施設整備事業」について、平成23年度から神奈川県市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金が廃止されることから、適用除外を解除すること。

<措置状況> (総務局・安全防災局)

今後の地震防災対策に係る市町村支援については、市町村振興メニュー事業補助金対象事業の適用ではなく、これまでの超過課税を活用した緊急支援事業の終了に伴い、通常の財源での対応となることから、施策の選択と集中の観点から支援対象の重点化を行ったうえで、支援してまいります。

具体的には、新たに「市町村消防防災力強化支援事業」を創設し、地震防災戦略の推進の観点から民間木造住宅の耐震化や、消防をめぐる環境変化への対応の観点から市町村消防の広域化に重点を置き、積極的に取り組む市町村に対して支援してまいります。

(要望事項)

5 県貸付金の要件について

県貸付金は、同要綱の取扱要領で「年度内に完了不可能と認められる事業」については、貸付を制限又は行わないと定められています。しかしながら、昨今の公共工事においては、想定外の情勢が起こることもあり、やむなく次年度へ繰越せざるを得ないことがあります。その結果、一般財源で賄うこととなり、財政運営に支障をきたしかねない状況となってしまいます。やむを得ず事業を翌年度へ繰り越す場合においても、通常の起債同様に貸付金の繰越しが可能となるよう要望します。

<措置状況> (総務局)

神奈川県市町村振興資金貸付要綱取扱要領第2条第3項において「当該年度の事業が年度内に完了不可能と認められる事業」については、「貸付の制限又は貸付を行わないものとする」と規定しておりますが、当該年度の出来高部分にあっては貸付対象としているところです。

繰越事業については、事業費が変動しうるものであり、限られた財源を多くの市町村に公平に活用していただくため、貸付対象外としているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

2 地域情報化施策の推進

(要望事項)

1 地上波放送デジタル化に伴うテレビ共同受信施設事業に対する支援措置について

町村の多くの地域では、山間部特有の複雑な地形のためテレビ電波が良好に受信できず、このためテレビ共同受信施設により地上波テレビ放送を受信しており、個別アンテナ受信者の多くも劣悪な環境で受信しています。

平成23年（2011年）の地上波デジタル放送への完全移行に伴い、更にテレビ共同受信施設事業の重要性が増すことと思われます。このため、テレビ共同受信施設のすべてがデジタル化に対応するために想定される設備の更改等に掛かる費用は小規模な事業者の重い負担となることが考えられるとともに、地域特性に適した情報通信基盤整備の一環としての新たな事業の展開も想定されることから、山間部町村等の条件不利地域のテレビ共同受信施設事業に対する直接補助等の十分な支援措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

さらに、生活に必要な情報を提供するテレビ放送をだれもが等しく視聴できるよう、ナショナルミニマム確保の観点からも、デジタル放送受信機器等の無償給付の対象となる基準を実情に照らし合わせ、緩和するよう要望します。

<措置状況>（県民局）

地上デジタル放送への移行は、国の施策として推進されているものであり、平成23年7月24日の地上デジタル放送への移行に向け、地域的な格差が生じないよう、国の責任において適切な措置を講じるべきものと考えております。県としては、これまでにデジタル中継局の整備、受信障害対策や視聴者への情報提供の充実について、国に対して、要望をしております。

国においては、辺地共聴施設のデジタル化について、平成20年度に施設改修等に係る補助率を3分の1から2分の1に拡充、平成21年度には、新たな難視聴地域において共聴施設を新設する場合の補助率を3分の2に引き上げられており、その他にNHKによる助成制度もございます。また、デジタル放送受信機器の無償給付については、平成23年1月24日から、新たに市町村民税非課税世帯に対する支援の受け付けが開始されるなど、支援策の充実が図られておりますが、御要望の趣旨については、平成21年1月に発足した「神奈川県地上デジタル放送普及推進会議」などの機会をとらえて、国に伝えるとともに、国からの関連情報については、迅速、的確に市町村に提供してまいります。

(要望事項)

2 携帯電話電波塔設置の促進について

町村部の山間地域はその大部分が山林で、国定公園や県立自然公園地域に指定されている自然豊かな地域であることから、昨今、自然回帰志向などを背景に観光客や登山客などが増加している状況にあります。

つきましては、地域住民の安全安心の確保はもとより、広く観光客等の緊急時の連絡のため、県立自然公園や国定公園を管理する県が率先し、緊急時に有効な携帯電話が使用できる環境の整備をするよう要望します。

<措置状況>（環境農政局）

携帯電話アンテナ基地局は各企業が設置しておりますので、設置許可申請があった際には、自然公園法及び神奈川県立自然公園条例の規定に基づき、適宜判断してまいります。

県では、今後も引き続き安全・安心の視点を含め、登山道など公園施設の維持管理に努めてまいります。

(要望事項)

3 戸籍コンピュータ導入に伴う財源措置について

町民や利用者への行政サービスの向上と事務の改善を図るため、市町村では戸籍の電子化を進めていますが、導入後のランニングコストについて、大きな財政負担を強いられています。

つきましては、ランニングコスト及びソフトの更新に要する費用等を含めた運営経費に対し、適切な財政措置を講ずるよう、国への働きかけを要望します。

また、いまだ導入されていない自治体に対し、導入費用についても同様な財政措置を講ずるよう、併せて要望します。

<措置状況> (総務局)

戸籍事務の電算化に伴う経費については、平成16年度から、普通交付税の算定上、市町村の標準的な行政経費として措置されているところあります。

その算定方法について改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望をとりまとめていく中で、国に伝えてまいりたいと考えております。

(要望事項)

4 住民基本台帳制度の改正に伴う財政支援について

住民基本台帳制度の法改正に伴い、外国人住民を住民基本台帳法の適用に加えることになり、このシステム導入のメリットは、小規模団体ではなく国の機関であるので、このシステム改修に要する費用は全額国庫負担を要望します。

<措置状況> (総務局)

住民基本台帳法の改正に伴い、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となります、住民基本台帳に関する事務は市町村における行政サービスの根幹となる自治事務であることから、当該事務に係る経費については、システム改修経費を含め、地方公共団体の負担で行うべきものとなったものですが、地方公共団体からの意見（平成21年10月の総務省の全国市町村に対するアンケート結果）も踏まえ、地方交付税による措置（平成22年度については、標準的な所要経費について普通交付税措置、それを上回る経費については特別交付税措置）が講じられたところです。

しかしながら、当該システム改修経費は多額であり、また、制度改正に伴う改修であることから、御要望の趣旨については、今後も機会を捉えて国へ伝えてまいります。

3 自然環境の保全及び農林業振興対策の推進

(要望事項)

1 有害鳥獣対策の強化充実について

有害鳥獣対策については、町村においても有害鳥獣捕獲の実施、獵区設定等を積極的に実施していますが、野猿、鹿、イノシシ等による農作物への被害は一向に減っておらず、個体数も増加しています。つきましては、現在の施策の効果をよく見極め、野猿、鹿の個体数の適正管理対策や現行の補助事業の強化など、地域の実情に合った総合的かつ実効性のある対策を講ずるため、次の事項を実現するよう要望します。

(1) 「群れ」を単位とする適正な個体数管理の徹底等、被害防止の視点からの特定鳥獣保護管理計画による徹底した個体数の適正管理。特にニホンザルは、群が市町村域を越えて移動するため個別市町村の取組では捕獲が難しく、また、捕獲には相当の費用と技術を必要とするため効果的な取組には県単位で捕獲・処分すること。

<措置状況>（環境農政局）

ニホンザルの保護管理については、「第2次神奈川県ニホンザル保護管理計画」に基づき、群れごとの個体数や行動域などのモニタリング結果を検証しながら毎年度、事業実施計画を策定し、事業を推進しております。

各群れの個体数や行動域を把握し、群れの加害レベルに応じた対策を実施することとしており、個体数が増加し、分裂することで被害が拡大するおそれがある場合には、分裂を阻止できる規模まで個体数を調整できることとしております。

なお、市町村が個体数調整に取り組む際には、県としても、鳥獣被害防除対策専門員による個体識別などの技術的支援や財政的支援に努めてまいります。

(要望事項)

(2) 野生動物の生息環境を整備するため、県有林の天然林（広葉樹）施業の積極的推進。

<措置状況>（環境農政局）

県営林における広葉樹林の保育は、必要最小限とすることを原則とし、林冠が閉鎖して下層植生が劣化し土壌の流出などのおそれがある場合に、受光伐や土壌保全工の設置等を行うこととしております。

なお、県営林では、生物多様性の保全、森林生態系の健全性と活力の維持、土壌と水資源の保全などに配慮しながら木材資源の循環利用を図ることとし、森林の立地条件、自然条件に応じた目標林型を定めて森林施業を進めていますが、この中で、人工林の混交林施業や巨木林施業及び広葉樹林施業については、シカを含めた多様な野生生物の生息環境整備に資するものと考えております。

(要望事項)

(3) 町村が行う有害獣防護柵整備事業及び小規模農地の被害対策事業の補助金の予算確保及び支援の拡充。

<措置状況>（環境農政局）

有害獣防護柵整備事業及び小規模農地への獣害防護柵設置も含めて、市町村が設置又は補助事業として設置する場合には、鳥獣被害対策事業補助金で対応しており、引き続き財政支援に努めてまいります。

(要望事項)

(4) イノシシ対策としての防護柵の設置等に対する財政支援。

<措置状況>（環境農政局）

イノシシ対策用の防護柵設置について、市町村が設置又は補助事業として設置する場合には、鳥獣被害対策事業補助金で対応しており、引き続き財政支援に努めてまいります。

(要望事項)

(5) 有害鳥獣の被害に対する効果的な予算措置の実施。特に鳥獣保護管理対策事業補助制度の充実強化。

<措置状況>（環境農政局）

鳥獣保護管理対策事業補助制度については、現行制度の範囲内で引き続き財政支援に努めてまいります。

(要望事項)

(6) 広域的に移動する野猿、シカ、ツキノワグマ、イノシシ等の対策については、町村単独での実施は非常に困難であり、近隣市町村との協同・調整が必要不可欠であるので、次の広域

的な体制を早期に確立すること。

- ・ 広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進
- ・ 広域的な駆除体制の確立と駆除事務の迅速化
- ・ 捕獲後の野猿等に関する広域体制の確立

＜措置状況＞（環境農政局）

有害鳥獣対策については、被害が発生している地域の実情に応じて、捕獲や追い払い、防護柵の設置、誘引要因の排除などを適切に組み合わせて、市町村等地域主体で検討、実施することが最も効果的であると考えております。

こうした被害防除対策を推進するため、引き続き各地域県政総合センターに設置した地域鳥獣対策協議会において、管内市町村や関係各団体等と各地域の実情に応じた被害対策の検討・協議を行い、市町村が行う捕獲や防護柵の設置に対して財政支援等を行ってまいります。

また、各地域県政総合センターに鳥獣被害防除対策専門員を配置し、技術的な支援を行うとともに、市町村や関係団体と連携した研修等を通して地域の人材育成に努めてまいります。

県が捕獲許可権限を有するシカ、サル等については、捕獲許可の申請があった時には、速やかな審査に努めております。

野猿については、捕獲後の個体処分の経費を含めて市町村に対して助成を行うとともに、鳥獣被害防除対策専門員による個体識別などの技術的支援を行ってまいります。

（要望事項）

- (7) 有害鳥獣対策により捕獲されたシカやイノシシは、現状では埋め立て処分されており、食肉として処理加工・販売することで新たな地域産業の創出が可能となるが、各自治体単独での事業化には課題が多いことから、県が主体となって食肉処理マニュアル等の事業化の検討を行うこと。

＜措置状況＞（環境農政局・保健福祉局）

シカやイノシシ等の捕獲鳥獣の有効活用については、地域の活性化対策として、地域が主体で検討していく課題と考えておりますが、市町村から具体的な提案があれば、衛生面のノウハウなど必要な協力をしてまいります。

また、処理する鳥獣の種類、規模（処理頭数、頻度等）、製造商品など、具体的な内容が判明した時点で、食肉処理マニュアルを作成するために必要な指針の作成を検討してまいります。

（要望事項）

2 外来生物被害対策に対する支援について

アライグマ・タイワニリスの生息は横須賀三浦地域に集中しており、生活被害・農業被害・生態系被害ともに深刻化しています。捕獲に力を入れ防除を行っていますが、県内の分布域は拡大傾向にあります。これらの外来生物による被害の早急な解決のため、次の事項について要望します。

- (1) 捕獲努力のかけ方について、各市町村間に温度差があっては、分布拡大を阻止することも地域から根絶することもできない。県が音頭をとって各市町村の足並み合わせをすること。

また、市町境付近は山林であることが多く、生息地でありながら捕獲を実施しにくい場所でもあるので、このような場所では、県による積極的な捕獲を行うこと。

＜措置状況＞（環境農政局）

アライグマ、タイワニリスの防除については、各市町村において、年度ごとに取組内容を検討していただき、各地域鳥獣対策協議会等で隣接する市町村等と必要な調整を行い、事業計画を策定していただいておりますので、県としても、市町村の主管課長会議や担当者研修会において取組の推進を働きかけるほか、「第2次神奈川県アライグマ防除実施計画」では、「生息分布域の縮小」及び「個体数の減少」を目標に掲げ、全県的に計画的な防除を実施していくことを検討して

おりますので、これに基づき、広域的な被害防除等の対策や体制整備について各地域鳥獣対策協議会で検討を進め、各市町村が目標を達成できるよう調整してまいります。

(要望事項)

- (2) 外来生物の防除は従来の鳥獣被害対策とは異質であり、早期根絶を目指すためにも、一律2分の1補助ではなく、被害状況や防除の取組によって上乗せすること。また、捕獲個体の受け入れ（殺処分・焼却処分）についても、受け入れ先を確保すること。

<措置状況>（環境農政局）

市町村が行う被害対策事業に対する財政支援については、捕獲後の個体処理（殺処分・焼却処分）も補助対象に含めており、現行制度の範囲内で引き続き財政支援に努めてまいります。

(要望事項)

- (3) 現在の補助金については、予算の2分の1以内の額を年度当初に要望するので、捕獲の多い1～3月の状況の変化に対応しきれない。実績に応じた補助方式に変更すること。

<措置状況>（環境農政局）

被害対策事業に関する補助金の交付に当たっては、市町村の要望を伺った上で、事業実施に必要な財政支援に努めてまいります。

(要望事項)

3 ヤマビル駆除対策の強化について

丹沢大山地域の農村では、登山道や農耕地等で数多くのヤマビルが発生し、農林業従事者や観光客、登山者などが多く吸血被害を受けています。また、近年では民家の庭先でも生息が確認され、年々生息域は広域的に拡大しており、人的被害も増加し、現在では市町村単独の問題ではすまなくなっています。

これまでの研究内容や各助成制度を踏まえて、現段階で実施可能な効率的で効果的な対処方法について、市町村とともに継続的に取り組むよう次の事項について要望します。

- (1) ヤマビルの駆除、防除対策の更なる研究と情報提供、町村が実施するヤマビル被害防除対策事業に対する県の財政的支援の継続・拡大

<措置状況>（環境農政局）

ヤマビルについては、平成19年度、平成20年度の2年間にわたり県試験研究機関等が行った共同研究の成果を踏まえて、吸血被害を防ぐ方法をはじめとした被害対策について普及啓発に努めるとともに、市町村の重点対策計画に基づき草刈などの環境整備活動を行う地域の取組などを支援し、分布拡大の抑制に向けて市町村が行うシカの管理捕獲や防護柵の設置に対しても財政支援に努めてまいります。

(要望事項)

- (2) 県のヤマビル対策共同研究によると、ヤマビルの広域にわたる生息域の拡大要因の一つとして、ニホンジカの生息数の広域・拡大が上げられている。このため、農作物への被害対策を目的とした防鹿柵の設置にとどまらず、ヤマビル被害撲滅に向けた防鹿柵の設置や既存柵の撤去などの補助事業などの拡充。

<措置状況>（環境農政局）

ヤマビルを運ぶシカの侵入防止を目的とする防鹿柵の設置については、既存の補助制度の中で支援しております。

なお、市町村が行う被害対策事業に対する財政支援については、現行制度の範囲内で引き続き財政支援に努めてまいります。

(要望事項)

(3) 県による生息域や生息環境などの生息分布調査研究や忌避、殺ヒル薬剤の効果調査研究、環境影響調査、茶園等の農耕地管理調査研究などの、現在の研究成果を踏まえた駆除や拡大防止策の積極的な実施と、抜本的なヤマビル撲滅に向けた駆除対策等の実施。

<措置状況> (環境農政局)

ヤマビルについては、平成19年度、平成20年度の2年間にわたり県試験研究機関等が行った共同研究の成果を踏まえて、吸血被害を防ぐ方法をはじめとした被害対策について普及啓発に努めるとともに、市町村の重点対策計画に基づき草刈などの環境整備活動を行う地域の取組などを支援し、分布拡大の抑制に向けて市町村が行うシカの管理捕獲や防護柵の設置に対しても財政支援に努めてまいります。

(要望事項)

4 河川区域内の草木の除草・伐採及び草刈団体への支援について

県では、堤防の法面などの草刈や、河川敷の雑木の伐採等につきましては、定期的に実施しており、自治体も住民と一体となって、河川環境の保全を図るため、河川清掃等を実施しています。

しかしながら、河川全域では、不十分な個所も見受けられることから、更なる草木の除草並びに伐採を要望します。

さらに河川内の雑木の伐採や草木の除草につきましては、地元の住民や各種団体がボランティアで行っていることから、引き続き活動を行うための助成制度の創設を併せて要望します。

<措置状況> (県土整備局)

御要望の河川の草刈りや伐木については、洪水対策や河川環境の保全を一層推進するため、事業の拡大に努めています。

地元住民や各種団体が行っている除草等への助成制度については、草刈り作業等を地元自治会等に委託する自治会委託制度がありますので、今後もこの制度のより一層の活用を図るため、地元の町村を通じて自治会等へのPRを進めております。

(要望事項)

5 住宅用太陽光発電導入促進事業補助金の確保について

神奈川県住宅用太陽光発電導入促進事業補助金については、住宅用太陽光発電システムを導入する個人に対し助成する事業ですが、「予算の範囲内で補助金を交付するもの」とされております。住宅への太陽光発電の導入により、家庭からの温室効果ガスの排出の抑制を図り、もって地球温暖化防止に寄与する事業ですので、住民が積極的に地球環境保全に参加するためにも、町村の補助事業化を支援するよう要望します。

また、新エネルギーを活用した各種設備の導入についても、同様の補助制度の導入を検討するよう要望します。

<措置状況> (環境農政局)

住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助制度については、県内すべての市町村と連携した補助制度を平成21年度から創設したところですが、平成23年度は、国の政策動向や県内の普及状況等を踏まえつつ、補助予定件数の更なる拡大を図るなど、引き続き各市町村と連携した補助を実施するため所要の措置を講ずることとしました。

また、類似の新エネルギーの活用として太陽熱利用がありますが、太陽光発電に比べて多額の費用を要しないことから、県としては補助制度を設ける予定はありません。

4 福祉施策の充実

(要望事項)

1 児童福祉の充実について

(1) 平成22年度から児童手当に変わり、子ども手当の支給が開始されたが、システム改修費や事務費等を含め、国が全額費用を負担するよう強く働きかけを行うこと。

<措置状況>（保健福祉局）

平成22年度の子ども手当の支給に関するシステム改修費については、平成21年度の補正予算で、また、事務費については、平成22年度当初予算で、国が全額予算措置を行っております。

(要望事項)

(2) 多様化する児童相談業務は、専門的な知識と経験を要するとともに、複数業務を担当している町村職員には個別ケースに長時間をかけて関わることが困難であるため、県からの専門職員を派遣すること。

また、相談体制の整備として、専用相談室、専用の電話回線及び児童福祉司等の資格を持つ専門の相談スタッフの確保など町村の財政状況では大変厳しいものがあるので、新たな補助制度の創設などの財政的支援をすること。

<措置状況>（保健福祉局）

児童虐待の対応の増加など多様化する児童相談業務に対して、県では、各町村において相談援助活動が円滑に実施されるよう、児童相談所の児童福祉司等による同行訪問、ケース検討会議への参加など、地域の実情に合わせて引き続き支援を行ってまいります。

また、相談体制の整備については、児童虐待防止対策緊急強化事業として安心こども基金の活用が可能となります。こうした情報を適宜提供し、活用していただけるよう努めます。

(要望事項)

(3) 民間保育所運営費助成について補助基準の見直しがなされたが、小規模保育所の財政状況には厳しいものがある。現在、保護者の就労形態の多様化等により、一時・特定保育など特別保育の需要が増えてきており、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画により保育サービスの量的拡大が予想される中で、今後、民間保育所運営費補助金はさらに大きな財源が必要となっている。

したがって、少子化対策における小規模保育施設の安定的な経営を維持するために、開所時間延長加算金や、障害児保育加算金、調理員雇用費はもとより、一時・特定保育する場合の優遇措置の追加等、財源確保に向けた補助基準の策定をすること。

また、発達障害児等への福祉施策の拡充を図るための新たな支援制度を創設するとともに、障害児保育実施要綱の見直しや補助員等職員の配置に伴う人件費補助などの財政支援についても、国に強く働きかけると同時に、県としても支援等を講ずること。

<措置状況>（保健福祉局）

今後の保育所利用児童数の増加や、多様な保育サービスに対するニーズの大幅な増加などへの対応を図るため、効果的かつ重点的な取組を展開していく必要から、県単独の民間保育所運営費補助の一部を平成21年度から段階的に見直しているところです。

なお、小規模保育所については、国の運営費も経営上の厳しさに配慮した単価設定となっている上、県としても「基本加算」については保育所の定員規模にかかわらず、保育士1名加配分の補助を行っていることを申し添えます。

(要望事項)

(4) 放課後児童健全事業について、国は放課後等における子どもたちの安全で、健やかな居場所づくりを推進するということで、放課後子どもプラン推進事業費に国庫補助金を交付しているが、この国庫補助基準では、児童数が10人未満の放課後児童クラブは補助対象外となってしまいます。地域の状況を踏

まえ、制限を廃止し、少人数のクラブでも対象とするよう、国へ働きかけること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

「全国主要都道府県民生部（局）長連絡協議会」による国への要望において、「10人未満のクラブに対する補助制度を創設すること。」を要望しております。

（要望事項）

（5）子ども手当について、全国一律の制度であることを鑑み、現在ある市町村の財源負担分廃止への働きかけをすること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

県は、平成23年度の子ども手当については、関東地方知事会や九都県市首脳会議、また神奈川県地方分権改革推進会議で、子ども手当の全額国費に関する要望を行っております。

また、平成22年12月10日と12月27日には、子ども手当の国の財源措置が不十分であるとの意見書を内閣経由で国会に提出しました。今後も、子ども手当の地方負担阻止に向けて、国に対して働きかけてまいります。

（要望事項）

2 障害者福祉の充実について

（1）地域生活支援事業は、統合補助金として予め定められた額を、事前に市町村からの事業協議を受けず事業実績と人口に応じて国が補助額を内示することとされているが、サービスの充実を図ろうとしても、必要とする補助金額が配分されるとは限らない。市町村が従来の障害福祉サービスの水準を下げることなく、より一層充実していくよう、十分な財源確保を図ること。

また、平成21年度補助金から国の要綱改正により、市町村が独自に個人給付を行い、または個人負担を直接的に軽減する事業である「福祉タクシー助成、自動車燃料費助成」などの事業が、補助対象外となったところであるが、事業の上限を設けず、自立支援給付の補助率と同様となるとともに、市町村が独自に個人給付している事業などを、従前どおり補助対象とされること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

地域生活支援事業補助金は、自治体の裁量を尊重した補助形式である統合補助金として、各事業の実績に基づき補助金を交付することとはされておりませんが、事業の実施に当たり財源が確保されるよう、地域生活支援事業に係る十分な予算措置について、国に要望しております。

また、補助対象については、要望の主旨を機会を捉えて国に伝えてまいりたいと考えております。

（要望事項）

（2）障害者自立支援法が施行され、障害者及び障害児が自立した地域生活を営むことができ、必要な福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、抜本的な見直しが行われたところであるが、居宅介護をはじめ生活介護、グループホーム・ケアホームなどの提供事業者は、著しい地域格差が生じており、身近にサービスが受けられない状況にあるので、障害福祉サービスに係る社会資源の整備について、事業者への働きかけなどの特段の支援を行うこと。

障害のある方が、自立した生活を送れる地域社会の実現を目指すことを目的として、平成18年度から施行された障害者自立支援法は利用者負担1割が設けられ、平成19・20年度に国の緊急的・経過的な特別対策として利用者負担額の軽減策が実施され、さらに平成22年度から低所得者（市町村民税非課税）の障害者等の障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となったことにより、市町村の財政負担の増加が見込まれる状況である。

このため、自立支援給付に伴う財政負担は引き続き市町村の財政を大きく圧迫しており、障害者に対する福祉サービスを維持することや、新たな社会福祉に関連する専門職員の養成・確保が困難となっている。ついては、障害者に対する基本的な生活支援サービスが県域に平等に提供されるよう、自立支援給付の現状補助率国1／2、県1／4を維持すること。

さらに、現在地域生活支援事業に位置付けられている移動支援事業については、自立支援給付におくことで、義務的経費として明確な費用負担を行い、保護者からの要望の多い通学支援の充実を図っていくこと。

＜措置状況＞（保健福祉局）

必要なサービスは、できるだけ身近な地域で利用できることが望ましいのは当然ですが、障害者等のニーズやサービス提供事業所の状況によっては、市町村域を超えてサービスの利用や提供が必要になる場合があります。

県では平成21年度の神奈川県障害福祉計画の改定にあたり、指定障害福祉サービスの将来見通し及び必要なサービスの確保に向けた取組について検討したところですが、今後は、県、市町村、圏域自立支援協議会などが協調して、地域の実情に応じ、障害保健福祉圏域外を含む法人、施設・事業所に対して、新たな参入促進や事業拡充を呼びかける等、サービスの確保に向けて取り組んでまいります。自立支援給付費については、障害者自立支援法に基づき障害福祉サービス費等負担対象額の4分の1を負担しています。移動支援については、これまで、重度の肢体不自由者は重度訪問介護、重度の知的障害者及び精神障害者は行動援護において自立支援給付とされています。また、障害者自立支援法の一部が改正され、重度の視覚障害者について、同行援護事業が創設され自立支援給付とされることとなりました。なお、通学支援については、市町村が移動支援事業として通学支援を実施した場合その一定額を補助する地域生活推進事業を平成22年度に創設したところです。

（要望事項）

(3) 障害者地域作業所については、県でスタートした制度であり、障害者の作業訓練や日中活動など地域生活を支える場として、その役割は大変大きなものがある。県は地域活動支援センター等を含めた法定内事業への移行について、補助金等今後の支援について検討されているが、自立支援法における法定基準を満たさない小規模作業所については、法定基準のみを対象とせず、県が独自の施策を展開するなど、今まで作業所が担ってきた役割等が失われることなく、障害者地域作業所の機能が十分確保できるよう、現行運営費補助の継続と支援体制を充実すること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

障害者地域作業所に対する補助金については、従来、小規模作業所分として基準財政需要額に計上された都道府県への地方交付税措置が、障害者自立支援法の施行とともに、地域活動支援センター分として全額市町村に移管されたことなどを踏まえ、平成22年度は市町村への原則的な補助率について、一定の見直しを行いましたが、平成23年度末までの計画的な移行を支援する観点から必要な配慮を講じております。

今後も、障害者地域作業所及び地域活動支援センターの事業実施主体である市町村と協議しながら、地域作業所が法定内事業に確実に移行できるよう支援してまいります。

（要望事項）

(4) 重度障害者医療費制度については、今後の医療保険制度改革や、重度障害者数の増加傾向を考えると、制度を将来にわたって安定的かつ継続的に維持、運営していくことが困難となっている。

このため、県と市町村の部会で制度の見直しについて検討を行っているが、市町村の財政事情を考慮のうえ、現状の補助率1／2を維持すること。

また、重度障害者になった年齢が65歳以上を県重度障害者医療費助成制度の対象外としたことで、

町の負担が増加するので、制度の対象とすること。

<措置状況>（保健福祉局）

県補助金については、事業の安定的な継続を図るため、県と政令市、中核市との役割分担を踏まえ、市町村と話し合いを行いながら、事業の推進を図ってまいります。

また、制度の見直しについては、事業の安定的な継続を図るため、平成17年度全市町村からの要望に基づき、「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、県と11市町による検討会を設置し検討を重ねた経緯があります。

その検討結果が、平成19年3月に報告書として県に提出され、その後、各市町村長や障害者団体等との意見交換を実施し、同年9月に県としての方針を決定し、平成20年10月から見直しを行ったところです。

市町村においては、県と一緒に見直しの検討をしてきた経緯もあり、見直しの必要性は御理解いただいていると思いますので、県としては方針を変更する考えはありません。

(要望事項)

3 介護保険制度の改善について

(1) 介護保険給付費の負担について、国負担の居宅給付分 25%及び施設等給付費分 20%にそれぞれ 5%の調整交付金が含まれているが、この調整交付金については、第1号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、算定方法の見直し等の財政措置を国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉局）

介護給付費財政調整交付金については、各市町村の保険料の格差を是正するため、全国平均で 5%相当となるよう配分されていますが、5%を下回る市町村においては、その不足分を第1号被保険者の保険料に転嫁する仕組みとなっており、この保険料への転嫁を解消する必要があると考えておりますので、介護給付費財政調整交付金を別枠として措置するよう国に要望しております。

(要望事項)

(2) 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置については、制度改正により低所得者（非課税世帯）の細分化が図られたが、保険料の段階設定や減免制度など市町村ごとの対応に不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法の制度として明確な位置付けをするとともに、必要十分な財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉局）

介護保険における低所得者対策については、一定の措置が講じられているものの、その内容は十分ではないため、低所得者に対する保険料や利用料の負担軽減について、財源措置も含め、国における恒久的な制度として拡充する必要があると考えておりますので、介護保険の保険料と利用料について、低所得者の生活の実情を踏まえた負担軽減を行うよう、国に要望しております。

(要望事項)

(3) 介護保険法においては、施設介護よりも在宅介護を重視しているが、在宅介護については、家族等の介護なしには成立しないにもかかわらず、制度上家族介護に対する支援が不十分なことから、施設介護を希望する方が増加する傾向にある。

また、特別養護老人ホームにつきましては、実態的には不足している現況にあり、家族介護の積極的な促進が必要不可欠な状況にある。このようなことから、介護家族等に対する慰労制度を充実するよう国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉局）

介護家族等に対する慰労制度については、地域支援事業（任意事業）に、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした家族介護継続支援事業が位置付けられており、各市町村がそ

それぞれの地域の実情や必要に応じて実施すべきものであることから、当該事業の活用が望まれます。

(要望事項)

(4) 介護報酬は、介護サービス事業者の経営状況、保険財政の状況、経済動向の状況などにより決まると認識しているが、既存の事業者などからその引上げの要望が寄せられている。また、小規模多機能型居宅介護のように、その事業所の整備がなかなか進まないという現実も介護報酬に大きな原因があると思われる。このような問題を解決すべく現状の分析に基づき更なる介護報酬の見直しを国へ働きかけること。

<措置状況> (保健福祉局)

介護報酬については、施設や事業所の運営の実態を踏まえ、安定的に質の高いサービスを提供できる内容に見直すよう、国に要望しております。

(要望事項)

(5) 介護従事者の処遇改善を目的に、制度開始以来、介護報酬が初のプラス改定となったが、結果として利用者の負担増とサービス利用制限を招いている。

第5期事業計画においても、報酬改定等により保険料の上昇に影響が出ないよう措置を講ずるとともに、事業者に対して交付された処遇改善交付金の充実を図っていただくこと及び処遇改善交付金の使われ方について事後調査を徹底するよう働きかけていくこと。

<措置状況> (保健福祉局)

第5期においても介護職員の処遇改善が図られる必要がありますが、介護報酬のプラス改定は保険料の上昇を招くことから、介護職員処遇改善交付金事業を継続するよう、全国知事会に対して意見を述べております。

なお、介護職員処遇改善交付金の使われ方も含めて、介護従事者の処遇状況については、国が介護従事者処遇状況等調査を実施しているところです。

(要望事項)

4 老人クラブ活動等事業（老人クラブ助成事業）の基準緩和について

現行の高齢者在宅福祉事業補助金基準では、単位老人クラブ会員数が概ね50人以上（運用常時30人以上）が補助対象となっています。

しかし、地域性等から少人数で構成せざる得ない状況においても活動が活発に行われている単位老人クラブもあるので、会員数の基準を撤廃し、少人数の単位老人クラブも補助対象とするよう要望します。

<措置状況> (保健福祉局)

国の要綱が改正され、補助対象となる会員の規模が50人以上から30人以上に緩和されたことを受け、県の助成対象基準も22年度予算から50人以上から30人以上に基準を緩和し、より少人数の単位クラブも補助対象にしました。

また、会員の規模について「ただし、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合は、この限りではない。」としておりますので、少人数で構成せざるを得ない状況においても活動が活発に行われているクラブがあれば、当該事業の対象となり得るかについて、国に確認を取りつつ対応していきたいと考えております。

(要望事項)

5 生活保護法による級地の是正及び制度の見直しについて

首都圏域に位置する本県では、全県的に都市化が進み、日常生活において大都市地域と周辺地域との格差がなくなっています。生活保護者の安定した生活を確保するため、実態に応じた級地

区分への引上げを行うとともに、母子加算廃止、生活保護基準の引下げや国庫負担の削減については、地域の実情に即した制度の見直しを行うよう強く国へ働きかけることを要望します。

また、障害者自立支援法の施行に伴い、生活保護者の更生医療等他法優先については、県による町村への支援策を講ずるよう要望します。

<措置状況>（保健福祉局）

生活保護における級地区分については、地域の実情を十分勘案した見直しを行うよう、これまでも国に要望しております。

なお、母子加算については、平成21年12月から復活しているところです。

(要望事項)

6 観光地における国・県設置の公衆トイレへの身体障害者用オストメイト対応装置の設置について

近年、障害者の社会参加が増加している中、県内には多くの観光客が来訪しており、その中に障害者の旅行客も含まれていることから、観光地の町では、町が設置しているトイレについては、オストメイトに対応した整備を図っているところです。

つきましては、国・県が設置している公衆トイレについても、身体障害者が安心・清潔に使用できるオストメイトに対応する洗浄装置の設置を要望します。

<措置状況>（環境農政局・保健福祉局・国土整備局）

平成20年12月に福祉の街づくり条例を改正し、みんなのバリアフリー街づくり条例として平成21年10月1日に施行しました。改正条例の整備基準においても、公共的施設にトイレを設置又は改修する場合は、車いす使用者などの障害者や子どもを連れた方をはじめ、だれもが利用しやすいトイレ（みんなのトイレ）を設置することを義務付けています。さらに、今回の改正により、「みんなのトイレ」におけるオストメイト対応の洗浄装置の設置を、「望ましい水準」から「設置義務」としましたので、今後とも条例の適正な運用に努めてまいります。

富士箱根伊豆国立公園（箱根地域）内における、県が公園施設として管理する公衆便所は、オストメイトに対応する洗浄装置を4か所整備しております。今後も、施設の更新に合わせて整備を検討してまいります。

また、県立都市公園に設置する公衆トイレについても、整備基準に基づいたオストメイトに対応するトイレの整備を進めてまいります。なお、オストメイトに対応した整備については、トイレ施設の老朽化に伴う更新時などに併せて、検討してまいります。

5 保健医療・衛生対策の充実

(要望事項)

1 地域医療体制の充実について

少子高齢化が進む中、安全で安心して子育てができる社会を創るために、産科・婦人科・小児科医師の確保、育成及び診療機関の新設・継続等を促進し、地域における医療体制の充実を図る施策を推進するよう、国へ働きかけることを要望します。

<措置状況>（保健福祉局）

産科・小児科など特定の診療科に医師不足が生じていることから、適切な地域医療体制を確保できるよう、医師の需給を所管する国の責任において、特定の診療科等に必要な医師を配置する仕組みの構築など、抜本的な対策を講じる必要があると認識しており、医師確保対策の推進を重点項目に位置付けて、国に働きかけています。

また、地域医療の充実・強化を図るため、医療連携体制の構築及び救急医療を担う医療機関の

確保のための診療報酬による評価の充実や、救急医療体制整備に対する支援策の充実などを、国に働きかけています。

(要望事項)

2 小児医療費助成事業の改善及び国の助成制度の創設について

少子化社会の問題が叫ばれて久しい中、昨年、日本の総人口が減少に転じました。このため社会活力の低下や社会保障制度の維持などが懸念され、少子化対策の拡充が急務とされています。子育て支援策の一つである小児医療費の助成については、町村が個々に取り組むには限度があり、また、その内容もそれぞれ異なっていることから、県域全体としての施策の制度的統一が求められます。このため、県の補助制度について、補助対象年齢の引下げや所得制限の撤廃を要望します。

また、都道府県の補助施策にも格差が生じていることから、国による新たな助成制度の創設を働きかけるよう、重ねて要望します。

<措置状況>（保健福祉局）

小児医療費助成制度及びひとり親等家庭医療費助成制度の見直しについては、事業の安定的な継続を図るため、平成17年度全市町村からの要望に基づき、県と11市町による「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、検討を重ねた経緯があります。

その検討結果が、平成19年3月に検討会報告書として県に提出され、その後、各市町村長や医師会等の関係団体との意見交換を実施し、平成19年9月に県としての方針決定をし、平成20年10月から、小児医療費助成の対象年齢の拡大及び一部負担金の導入等、ひとり親医療費助成の対象の拡大及び一部負担金を導入したところです。

現在の県の厳しい財政状況等を勘案すると、今後、新たな財政負担を伴う制度改正については、大変厳しい状況であることから、当面、制度の見直しは困難であると考えております。

また、県では、安心して家庭を築き、出産・育児ができる経済基盤づくりを支援するものとして、子育て家庭の医療費負担を軽減するため、小児の医療費助成制度を創設することを国に対して引き続き要望してまいります。

(要望事項)

3 保健・予防事業に対する財政支援について

三位一体改革を受け、平成17年度から母子健康診査事業の国庫補助負担金が廃止され、また基本健康診査や健康教育事業などの保健事業の交付基準額引下げにより実質的に補助負担金額の引下げが行われるとともに、県単独補助についても廃止又は削減が行われています。このような措置は、実質的な市町村への負担転嫁と言えます。さらに、予防接種に要する費用についても、法の規定により市町村が実施すべき予防接種は全ての負担を余儀なくされています。

地域における健康日本21の推進、健康増進法に基づく健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が求められるなど、市町村が果たす役割はますます大きくなっています。

つきましては、保健事業の適正な実施とサービスの維持向上を図り、併せて予防事業の確実な実施に向けて、県の財政支援を強く要望します。

<措置状況>（保健福祉局）

市町村は住民に一番身近な自治体であり、地域における住民の健康づくりの推進役であることから、市町村が事業を円滑に実施できるよう、県では平成13年2月に策定した「かながわ健康プラン21」に、県民が取り組む健康づくりの目標として「かながわ健康10か条」として取りまとめるとともに、「かながわ健康プラン21推進会議」を設置し、プランの推進をとおして市町村の健康づくりの環境整備を図っております。

予防接種法に基づく定期の予防接種の費用については、予防接種には疾病から被接種者自身を予防するという個人の受益要素があることから、同法第24条の規定により「経済的理由により、

その費用を負担することができないと認めるとき」を除いて、実費を徴収することができるとしてされております。

さらに、市町村における実費徴収が困難な費用については、地方交付税措置が講じられていることから、国は、その他の補助制度を設けておりません。

県としては、九都県市首脳会議を通じて、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種化について要望しておりますが、併せて、その財源措置については、既に定期接種となっているワクチンも含めて抜本的な見直しを行い、地方自治体に負担が生じないよう、国の責任により必要な財源を確保するよう要望しているところです。

また、水痘、おたふくかぜ、B型肝炎等、その他の定期接種化に向けた議論が行われているワクチンも含めた接種費用の負担のあり方については、現在、国の「厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会」において議論が進められておりますので、その検討状況を踏まえつつ、国と地方の役割分担に基づく適切な費用分担となるよう、必要に応じて国に働きかけてまいります。

(要望事項)

4 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する国保の国庫負担金減額措置の廃止について

県内町村では、町村の単独事業として障害者の医療費助成、小児の医療費助成、ひとり親家庭等の医療費助成、高齢者の医療費助成を行っていますが、これらの医療費助成は、社会的弱者とされる人々の健康の確保と福祉の向上に大きな役割を担っています。このため、これらの事業に伴う国保の財源である療養給付費等負担金の減額措置については、廃止するよう国への働きかけを要望します。

<措置状況> (保健福祉局)

障害者、小児の医療費助成、ひとり親家庭等を対象とする地方単独事業が地域福祉に果たす役割は大きいことから、引き続き、国庫負担金減額措置の廃止について国に要望してまいります。

(要望事項)

5 重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度について

重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度は、保険医療制度の見直しや対象者の増加などに伴い事業費が増加しており、制度の安定的な運営を図るため、県と市町村が一体となって「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、見直しが行われたところです。

しかしながら、一部負担金の導入、対象者や所得の制限においては、実施主体である各市町村において、助成制度に大きな格差が生じつつあり、同じ県民でありながら不公平感が生じることを危惧しています。

つきましては、今後この格差が縮小するよう県の主導により改善策を実施していくように、また、併せて、法律等に基づく全国統一した助成制度を構築するよう、国への働きかけを要望します。

<措置状況> (保健福祉局)

重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度については、国において統一的な公費負担制度を創設すべきものと考えており、県においても、「平成23年度の国の施策・制度・予算に関する提案」において、既に要望したところであります。今後も、国の制度として創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

(要望事項)

6 予防接種事業に対する財政支援について

予防接種法の改正に伴い、国及び都道府県の負担の範囲が臨時予防接種事業に限ることとされたため、市町村の財政負担は増大する一方となっています。

つきましては、このような新たな地方への負担を伴う施策については、地方の意見を十分に聞

いた上で実施するとともに、その費用の負担については、従来の事業に加え、高齢者のインフルエンザ予防接種等定期の予防接種も含めて国及び県の負担の範囲とするよう、国への働きかけを重ねて要望します。

<措置状況>（保健福祉局）

予防接種法に基づく定期の予防接種の費用については、予防接種には疾病から被接種者自身を予防するという個人の受益要素があることから、同法第24条の規定により「経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるとき」を除いて、実費を徴収することができるとしてされております。さらに、市町村における実費徴収が困難な費用については、地方交付税措置が講じられていることから、国は、その他の補助制度を設けておりません。

県としては、九都県市首脳会議を通じて、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種化について要望しておりますが、併せて、その財源措置については、既に定期接種となっているワクチンも含めて抜本的な見直しを行い、地方自治体に負担が生じないよう、国の責任により必要な財源を確保するよう要望しているところです。

また、水痘、おたふくかぜ、B型肝炎等、その他の定期接種化に向けた議論が行われているワクチンも含めた接種費用の負担のあり方については、現在、国の「厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会」において議論が進められておりますので、その検討状況を踏まえつつ、国と地方の役割分担に基づく適切な費用分担となるよう、必要に応じて国に働きかけてまいります。

(要望事項)

7 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について

肝炎対策基本法には、肝炎の被害に対する国の責任と関係組織それぞれの責務が規定されていますが、予防啓発を除く費用負担については、国の責務とすることを強く要望します。

また、生活保護世帯を含めた当該患者への対応が障害者自立支援法の規定による更生医療費の対象となっていることは、町村における医療費負担を増大させるものであり、早急な見直しを重ねて強く要望します。

<措置状況>（保健福祉局）

肝炎対策基本法では、予防、早期発見、治療、研究について国及び地方公共団体が講じるべき基本的施策を挙げています。

市町村で現在実施している事業としては、健康増進法に基づく肝炎検査や、障害者自立支援法に基づく肝機能障害者に対する更生医療等が挙げられますが、肝炎治療特別促進事業によるインターフェロン治療等に対する医療費助成については、国と県の負担において行われており、市町村の負担はありません。

また、更生医療は、生活保護よりも優先される国の制度でありますので、町村の負担分がありますが、県としては、引き続き国の動向を注視してまいります。

(要望事項)

8 生活保護世帯の人工透析に係る医療費について

生活保護世帯の人工透析に係る医療費については、自立支援医療（更生医療）において給付することとされており、保健福祉事務所を持たない町村において、新たな負担が生じることとなっている。生活保護世帯においては医療保険の適用がなく、人工透析に係る医療費は、非常に高額で年額では大きな負担となっています。

このうち、町村の負担は4分の1となっておりますが、財政規模の小さい町村においては、予算の確保が厳しくなっており、特に年度途中での対象者の増加による場合はより一層厳しい状況となっております。

また、生活保護世帯の心臓手術など他の更生医療費についても同様であり、早急な見直しを強く要望します。

<措置状況>（保健福祉局）

更生医療は、生活保護よりも優先される国の制度であることから、町村の負担分がありますが、生活保護世帯における人工透析にかかる更生医療の町村負担分については、特別交付税の算定の基礎になっており、町村へ交付されることとなっています。

県としては、引き続き国の動向を注視してまいります。

(要望事項)

9 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について

水道施設の改良や更新に係る工事費は増加の一途を辿っており、内部留保資金に乏しい零細な水道企業体では財源を起債に頼らざるを得ない状況です。維持管理費の増大は、将来的に水道料金の高騰を招くことになります。安定した水道事業を運営するためにも、県による維持管理に係る補助制度の創設を要望します。

<措置状況>（保健福祉局）

御要望の点について、県において制度化することは、厳しい財政状況から困難ですが、高度浄水施設整備や水道管路近代化推進事業などについては、国庫補助制度がありますのでその活用をお願いしているところです。

なお、国庫補助については、採択基準に満たない事業者もありますので、すべての水道事業者に対して確実な税財源措置を講じるよう、引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

10 鉛製水管取換工事費に対する補助制度の創設について

利用者が安心して飲める安全でおいしい水の供給を確保していく上で、人体に有害な鉛が溶け出す鉛製水管・水道メーター器の取換工事は、水質基準の強化とも相まって早急に実施する必要がある重要な事業です。

しかしながら、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取換工事費の嵩上げは大きな負担となるので、鉛管等の取換えに係る補助制度の創設を要望します。

<措置状況>（保健福祉局）

御要望の点について、県において制度化することは、厳しい財政状況から困難ですが、鉛製の導水管、送水管、配水管の更新事業については、国庫補助制度がありますのでその活用をお願いしているところです。

なお、国庫補助については、採択基準に満たない事業者もありますので、すべての水道事業者に対して確実な税財源措置を講じるよう、引き続き国に要望してまいります。

6 都市基盤整備の推進

1 道路の整備促進について

県内各地域を通る都市計画道路が計画され、順次整備されていますが、いまだ未整備箇所も多く、地域の交通渋滞を招くとともに、地域生活道路に通過車両が入り込むなど、良好な生活環境が脅かされています。道路整備の促進によって交通渋滞の緩和や計り知れない経済効果が期待されるので、早期にさがみ縦貫道路等の都市計画道路（国道及び県道）の整備を促進するよう要望します。

また、幹線道路及び生活道路の新設、改良等、整備の促進を要望します。

<措置状況>（県土整備局）

道路の整備については、地域の実情を踏まえつつ、緊急性や投資効果等を総合的に勘案して、

地元の協力を得ながら推進してまいります。

(要望事項)

2 河川の整備促進について

河川の整備は、災害防止の上からも、また、自然環境保全のためにも急務であるため、改修、復旧事業の拡充等、築堤を含めた河川の整備促進を要望します。

また、河川敷へのごみの不法投棄と枯草火災が発生しているので、管理者として積極的に対処するよう強く要望します。

さらに、中小河川の河口周辺は県が実施した津波沿岸到達予測でも津波による甚大な被害が想定されるので、早急な整備の検討と実施を要望します。

<措置状況> (県土整備局)

御要望の点については、今後とも整備の推進に努めてまいります。

また、河川敷へのごみの不法投棄対策については、パトロールの実施や警告看板・車止め柵の設置等による未然防止策と、散乱ごみの撤去等による原状回復対策を地元の協力を得ながら進めています。

枯草火災対策については、必要に応じ除草を実施しております。

また、津波については、津波浸水予測の結果を踏まえ、それぞれの河川や地域にふさわしい対策に関して、その効果や費用はもとより、景観や周辺環境に与える影響など、様々な観点から検討を進めてまいります。

(要望事項)

3 急傾斜地崩壊防止事業の促進について

生活環境の安全を図るため、県では急傾斜地の崩壊防止工事を実施していますが、防災対策上早急な整備が必要なため、より一層の事業促進及び県民の生命、財産を積極的に守るための特段の配慮を要望します。

また、町村部には優先順位に至らず、未だ数多くの急傾斜地崩壊危険箇所が存在しているほか、国や県の事業採択基準、特に保全人家戸数に合致しない危険箇所も数多くあることから、早急に調査を行うとともに、整備についても積極的に実施することを要望します。

<措置状況> (県土整備局)

急傾斜地崩壊対策工事は平成22年度より交付金事業となりましたが、採択基準の緩和については、平成22年度も国に対して要望しております。今後も機会あるごとに働きかけてまいります。

県単独事業による対応については、平成9年度より、がけの高さ5m以上・保全人家5戸以上まで工事採択基準を緩和し、危険度が高い所から順次工事を実施しております。

今後も危険度の高い所等を優先し、工事を実施してまいります。

(要望事項)

4 海上交通による新たな観光資源開発について

県が企画した「相模湾の早春を愉しむクルーズ」は、今後の海上交通による観光客等の誘客に向けて大変期待が大きいので、「海上交通による新たな観光資源開発事業」の継続を要望するとともに、「海上交通の確保」に向けた検討及び支援をするよう要望します。

<措置状況> (商工労働局)

「東京湾・相模湾における海上交通による新たな観光資源開発事業」は、新たな海上交通活用による観光資源開発を目指すため、東京湾・相模湾沿岸の港湾や漁港施設を活用し、周遊や複数の港を結んだ運航事業を企画・実施するもので、ふるさと雇用再生特別基金を活用し、平成21年10月から平成23年度までの予定で事業を実施しております。

天候不良のため中止になった、真鶴港を活用した「相模湾の早春を愉しむクルーズ」は、再度

の実施に向けて、調整を進めてまいります。

今後、新たな港湾・漁港施設の活用を含めて地元市町との調整を進め、事業を定着させた上で、民間事業者の自主事業につなげてまいりたいと考えております。

(要望事項)

5 公共用地取得対策の制度拡充について

公共事業に伴う用地取得について、次の事項を国へ強力に働きかけるよう要望します。

(1) 公共用地提供者に対する長期譲渡所得の特別控除の復活と控除額の引上げ

<措置状況> (県土整備局)

御要望の点については、継続して国に要望してまいります。

(要望事項)

(2) 収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡所得の特別控除額の引上げと税率の軽減

<措置状況> (県土整備局)

御要望の点については、継続して国に要望してまいります。

また、首都圏整備促進協議会を通じても、国に継続要望しております。

7 教育振興対策の推進

(要望事項)

1 義務教育の水準確保とその財源保障について

そもそも義務教育は、国民として共通に身につけるべき基礎的資質を培うものであり、次世代の国民育成の基盤です。したがって、全国一律に等しく良質の義務教育を子どもたちに提供する責務を国は負っています。

義務教育の機会均等、教育水準の確保のために、国が積極的に責務を果たすとともに、義務教育費国庫負担制度の見直しに当たっては、国から地方へ十分かつ確実な税財源移譲を行い、地方への負担転嫁とならないよう財源保障を行うことを国に働きかけるよう要望します。

<措置状況> (教育局)

義務教育費国庫負担金については、現行の制度のもとでは、対象範囲が堅持されるよう、また、見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないよう、平成22年7月に県として国に要望しております。

今後とも、国に対して働きかけていくとともに、国等の動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しについては、本年5月に、知事が文部科学副大臣と面談を行ったところ、副大臣からは政令指定都市に係る制度の見直しへの同意と、共同して研究していくといった発言がありました。

本県としては、中核市への人事権等の移譲に先立ち、まずは、政令指定都市に係る「ねじれ」の解消を図り、政令指定都市が自主的、主体的な教育行政を展開することが可能となるよう取り組んでまいります。

(要望事項)

2 教育指導体制の強化について

(1) いじめ、不登校問題など教育課題の山積は、町村部でも大きな課題であり、町村の乏しい財政力では、市と町村の教育力の格差を生じている。

したがって、「個に応じたきめ細やかな教育」や県内の町村の教育が大きな市と同じに維持・展開していくためにも、県教育委員会とのパイプ役を担っている県単充て指導主事の町村分配置を従来どおり継続すること。

また、本来適切で豊かな教育の実現のために、小中学校における教職員定数を根本から見直すことについて、国に働きかけること。

<措置状況>（教育局）

市町村教育委員会に配置する指導主事は、本来、当該市町村が事務局定数の中で措置するよう努めることとされております。

本県では、教育行政の推進と市町村の財政力に左右されない義務教育の平準化を図るため、平成3年度までに全市町村に充て指導主事を県単措置として配置してまいりましたが、その後、県と市町村の適正な役割分担の観点から、平成18年度までに市分については廃止し、現在は町村にのみ各1名を配置しております。

今後、教育事務所に配置している指導主事を活用し、町村に配置されている指導主事と連携しながら新たな町村支援について検討してまいります。その上で、充て指導主事の配置についても併せて検討してまいります。

また、いじめや不登校などの様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、地方の弾力的な運用を可能とする定数改善を引き続き国等に要望してまいります。

(要望事項)

(2) スクールカウンセラーは、中学校の保護者を中心に、児童生徒、教職員の相談をはじめ、不登校の児童生徒宅への家庭訪問、発達障害のある児童生徒への対応、エンカウンターの実施、教職員研修と幅広く活動し、不登校問題から非行への対応、人間関係の構築等、多岐に渡り効果を上げつつある一方で、小学校では発達障害等による授業離脱、集団不適応など課題も多く、保護者・児童生徒・教職員から専門職の支援を望む声が多く寄せられる等、スクールカウンセラー配置の需要が高まっている中、依然として、活動時間が足りずケースに対応しきれない状況が生じているので、中学校への派遣日数を拡大するとともに、小学校にも中学校同様、専属のスクールカウンセラーを派遣すること。

<措置状況>（教育局）

スクールカウンセラー等配置活用事業については、政令市及び3学級未満の学校を除くすべての中学校にカウンセラーを配置しておりますが、国庫補助が平成20年度に2分の1から3分の1に削減されたことや県財政の状況から、現行制度の中で中学校への派遣日数を拡大することや、新たに小学校へ配置を拡大することは困難な状況にあります。

なお、本県では、スクールカウンセラーの標準法における算定などについて、国に要望しており、今後も継続して要望してまいります。

(要望事項)

3 少人数学級編制の実現について

国の学級編制基準見直しの動きが伝えられていますが、児童生徒指導上の課題や学習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、引き続き学級編制基準の引下げを国に働きかけるよう要望します。

併せて全国的な少人数学級編制への取組を踏まえて、県として、教員加配を県単独予算で措置するなど、少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を要望します。

<措置状況>（教育局）

学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）に基づき、40人を基本としておりますが、平成16年度から市町村教育委員会と連携し、研究指定校という形で小学校第1学年を対象に一部の学校において35人学級編制を開始し、順次対象学年を拡大してまいりました。

また、平成20年度からは、児童・生徒の実態に応じた、よりきめ細やかな指導の必要性や市町村等からの要望を踏まえ、対象学年を小・中学校とも全学年に拡大しました。

しかしながら、少人数学級のための教員加配を県単予算で措置することについては、現在の非常に厳しい財政状況のもとでは困難です。

なお、国は、35人以下学級の制度化に伴う予算案の策定、及び柔軟な学級編制に向けた標準法改正の具体化を進めております。本県としては、標準法の改正等について、国の動向を注視しつつ、いじめや不登校などの様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、地方の弾力的な運用を可能とする定数改善を引き続き国等に要望してまいります。

(要望事項)

4 特別支援教育の推進に係る体制整備について

障害のある児童生徒の教育については、一人ひとりに適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換が図られたが、現状においては、通級学級開設基準人数の引下げや教員の加配等もないで、特別支援教育推進体制の整備が大変難しい状況にあります。

障害のある児童生徒の教育の充実を図る上で、支援体制の整備に係る人的、財政的な措置を国に働きかけるよう要望するとともに、県においても、非常勤講師の全校配置や臨床心理士等の専門的資格を有する巡回相談員を配置するなど、人的、財政的支援策を講ずるよう要望します。

また、養護学校の通学に関し、家族の負担を軽減するため、スクールバス利用対象が拡大するよう支援措置についても見直すことを要望します。

<措置状況> (教育局)

特別支援学級については、標準法では8人を上限とする学級に教員1名の配置のところ、本県においては、学級担任のほかに児童・生徒数を勘案し加配措置を講じております。

また、特別支援教育と不登校への対応を兼ねた「教育相談コーディネーター」の養成講座を平成16年度から開始し（政令市、中核市を除く）、平成19年度で県内全公立小中学校において、各1名の教育相談コーディネーターが指名されました。今後とも継続して計9年間講座を実施し、各学校に複数の教育相談コーディネーター養成講座の受講修了者を配置できるように取り組んでおり、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の支援においては、特別支援学校の地域センター機能を活用して、小中学校等への支援を行っております。

県立特別支援学校のスクールバスについては、義務教育段階の児童生徒及び肢体不自由教育部門の高等部生徒を対象とすることを原則としております。知的障害教育部門の高等部生徒については、座席に余裕がある場合のみ、各学校の実情に応じて乗車を許可しておりますが、スクールバスの増車が必要となる利用対象の拡大は困難です。

なお、特別支援教育の充実に向けた体制整備等については、引き続き、国に要望してまいります。

(要望事項)

5 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園へ幼児を通園させる保護者の経済的負担を軽減するための制度として活用されており、国庫補助限度額の範囲内で実施される私立幼稚園就園奨励事業に必要な事業費に対し、3分の1以内が国庫から補助されることとなっています。この国庫補助額を出来る限り3分の1へ見直すよう、国への働きかけを要望します。

<措置状況> (県民局・教育局)

幼稚園児のいる家庭の保護者負担の軽減については、国において幼稚園就園奨励費補助を実施しておりますが、補助制度の充実については、全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会において国に要望しております。

なお、私立幼稚園の運営に関わる経常費補助については県が、また、保護者負担軽減のための

直接補助については市町村が、ともに国庫補助を受けながら実施しておりますので、今後ともこうした方向で、対応してまいりたいと考えております。

(要望事項)

6 幼、小、中学校の安全な環境の確立について

学校施設内への不審者の侵入や、登下校時における事件等が全国各地で多発している中、学校の安全な環境を確立することは、子どもたちが安心して授業に集中し、学力向上にも貢献できるものと思われます。現在は、各市町村がそれぞれで防犯対策を講じていますが、どこまでが十分な対策であるか苦慮している状況です。

このため、幼・小・中学校の安全対策の具体的かつ統一的な基準の下で実施が可能なシステムづくりと、これを実施するための財政支援を国に働きかけるとともに、あわせて、県の制度としても検討するよう要望します。

<措置状況> (教育局)

県教育委員会では、各学校で地域の実情に応じたマニュアルを作成してもらうために、平成17年3月「学校の安全管理マニュアル作成のための手引き」を作成し、県内のすべての公立学校に配付をしております。

なお、安全対策の統一的な基準、システムづくりとそのための国への財政的支援の働きかけについては、各地域でそれぞれ状況が異なることから難しい面もあるものと捉えており、それぞれの地域における実効性のある取組が最も重要であると考えております。

(要望事項)

7 社会教育施設（公民館）の整備に対する補助制度の拡充について

社会教育法第35条では、「公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助する」ことになっています。社会教育、生涯学習の推進が叫ばれている今日、社会教育施設は、団塊の世代が定年を迎える公民館機能の充実が増していることから施設整備が大変重要になっていきますので、国へ施設整備に関する補助制度の新設を強く働きかけるよう要望します。

また、現在、公民館建設に関する補助金は、県単独の市町村振興メニュー事業補助金のみで、小規模の町村が公民館を新たに建築することは大変厳しい状況にあることから、公民館施設整備を対象とした補助制度の拡充を要望します。

<措置状況> (教育局)

社会教育施設（公民館）整備に対する県の財政的支援については、「市町村振興メニュー事業補助金」の中の「生涯学習施設整備事業」により対応を図っているところです。

国に対しては、全国都道府県教育委員長協議会及び全国都道府県教育長協議会の「国の施策並びに予算に関する要望」において、生涯学習及び社会教育の振興・充実を要望しておりますが、今後も引き続き働きかけてまいります。

(要望事項)

8 学校図書館の図書整備の促進について

「子どもの読書活動の推進に関する法律」による学校図書館の整備は交付税措置となっているため、不交付団体には適用されないことから十分な対応ができないので、国の責任としてすべての市町村に対して一律に整備の促進が図られるよう特別の財源措置をするよう要望します。

<措置状況> (教育局)

国の「公立義務教育諸学校における学校図書館の図書の購入に要する経費の地方財政措置について」(通知)を受け、各学校を所管する市町村教育委員会に対し、図書の計画的な整備を図るよう、引き続き働きかけております。

また、「地域活性化交付金について」(平成22年12月6日付け文部科学省初等中等教育局児童生

徒課）を市町村教育委員会に周知し、働きかけを行っております。

(要望事項)

9 国指定史跡の整備事業等における財政支援について

国指定史跡の整備事業の推進を図っていく上で、県は、国庫補助対象経費から国庫補助額を控除した額の3分の1以内を補助することとなっています。

しかし、県補助額は満額にはほど遠い現状にあるので、要綱に示す限度額について、県は責任を持って支援することを要望します。

<措置状況>（教育局）

当該補助金の補助率の引上げについては、現在の厳しい財政状況の下では困難な状況にあります。

また、県指定分については、要綱に定める補助率の上限補助を行うよう努めておりますが、現行の文化財保護制度を基本としつつも、この枠組みにとらわれない様々な支援方策の活用について、個々の事業に照らし合わせながら検討してまいります。

IV その他地域要望

1 三浦半島地域

(要望事項)

(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有しています。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付け、この内の特に良好な自然環境を有する地区については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切である旨の回答と併せ、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、県の所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組を進める旨の回答を受け、葉山町の緑の基本計画の改定を平成17年度に実施し、「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げ指定を位置付けたところです。

また、県においても「神奈川県力構想」の「地区計画」において、平成19年度から取り組む主要施策として位置付けていることから、今後、指定区域の検討作業、関係機関との調整等、具体的な指定作業を推進していただき早期実現を要望します。

<措置状況>（環境農政局）

「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げ指定については、県としても、広域的緑地の保全の観点から、その必要性や地権者等の意向を踏まえながら、地元市町からの具体的提案に応じて、指定に向けての取組を含め、必要な調整を行ってまいります。

2 湘南地域

(要望事項)

(1) 旧吉田茂邸の再建について

県立大磯城山公園の拡大計画区域内に存する旧吉田茂邸の本邸跡地に建築する建物につきましては、地域活性化の拠点施設とすべく、大磯町としても再建費用等に充てるための寄附金を全国に呼び掛け、資金面での協力をしているところです。

つきましては、県におかれましても、再建に向けて「旧吉田茂邸再建検討会議」等を設置し、多角的に検討をしていただいているところですが、再建における財源の確保並びに再建にあたりましては、地元住民の意見を尊重し、主体的に取り組まれますよう要望します。

<措置状況>（県土整備局）

県では、平成21年度予算で旧吉田邸部分の用地取得を完了し、庭園の整備等、県立公園の拡大整備に取り組んでおり、建物については、府内検討会議や専門家による検討委員会を立ち上げ、多角的な検討を進めております。

一方、昨今の経済情勢から、県の財政は厳しい財源不足の状況であり、予算編成についても今後より一層、困難を極めることが想定されております。

建物の再建については、内容等について県民の合意形成を図るとともに、具体的な利活用計画の検討や財源確保を図る必要があると考えております。

また、基金により多くの方から浄財を集めることが、再建の内容にもつながることから、県としてもシンポジウムの開催やメディア等をとおして、広く基金を呼びかけてまいりました。

今後も、町の基金募集に協力していくとともに、関係機関と協議をして再建の進め方を検討し

てまいります。

(要望事項)

- (2) 東海道新幹線新駅誘致並びにツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について
- 新幹線新駅誘致とこれに伴うツインシティのまちづくりは、寒川町はもとより、県央・湘南都市圏の発展と、県土の均衡ある発展のために、必要不可欠な事業と考えています。
- また、JR東海のリニア中央新幹線の首都圏・中京圏間での営業開始目標年次の発表に伴い、新駅設置の制約が大幅に解消されることから、新駅実現の可能性の高まりを感じています。
- 寒川町では現在、神奈川県東海道新幹線新駅促進期成同盟会での誘致活動を始め、県・平塚市・寒川町の三者協働により、事業実現に向けて鋭意取り組んでいるところですが、その一方で事業に伴う財源確保が課題でもあります。
- 県においても、地元の状況等をご理解いただき、財政的支援にご尽力いただけるよう要望します。

<措置状況>（県土整備局）

新幹線新駅誘致については、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会での誘致活動に加え、県としても国等関係機関への要望活動を行っているところです。

JR東海は、中央新幹線に関する交通政策審議会で、「リニア中央新幹線開業後は、東海道新幹線のダイヤの過密度が緩和されるため、現在、応えられない請願駅設置要望など、新駅設置の余地が高まる」との意見を示しておりますので、このような機会を逃さないためにも、引き続き新駅誘致に向けた取組を進めてまいります。

また、ツインシティについては、平成21年度に、新橋及び接続道路並びに平塚市側の面整備の環境に与える影響について予測・評価を実施するとともに、平塚市側では、平成21年12月に組合施行の土地区画整理事業の実施に向けて、「ツインシティ大神地区土地区画整理組合設立準備会」が発足しております。県は引き続き、寒川町・平塚市とともに地元の皆様と協議を重ねながら、早期の都市計画決定に向けた取組を進めてまいります。

なお、ツインシティ倉見地区のまちづくりについては、現在、寒川町が地元説明等を行っているところであり、今後は、まちづくりの内容を固めていただき、その上で、県、町それぞれの役割分担についても、調整していきたいと考えております。

(要望事項)

- (3) (仮称) 湘南台寒川線の整備推進について

(仮称) 湘南台寒川線は、寒川町北部地域と藤沢市湘南台方面とを結ぶ東西交流幹線道路として県の「かながわのみちづくり計画」に位置付けられており、また平成24年度開通を目指す「さがみ縦貫道路」へのアクセス道路として重要な役割を果たす道路でもあり、さらに、東海道新幹線新駅誘致と連動して進めるツインシティのまちづくりにも密接に関わる道路もあります。

当該道路整備につきましては、これまで県・町間で様々な協議を重ねご協力をいただいてきたところです。

そうした中、ルート選定につきましては、本町では当該道路の交通機能の役割を第一に考えながらも、「かながわのみちづくり計画」の4つの「道路整備の目標」のうち、「暮らしの安心」「気持ちのよい快適な環境」「地域の発展」に着目し検討した結果、地域コミュニティ、環境、地元企業への影響等から、目久尻川渡河後、目久尻川と並走し、寒川北IC南約200m付近で県道相模原茅ヶ崎線に接続するルート（いわゆる「南ルート」）で意思決定をしており、早期の都市計画決定を目指しているところです。県におかれましても当該道路の町域への影響を十分に考慮いただき、当ルートにて財政的支援も含めた整備促進にご尽力いただきますよう

要望します。

＜措置状況＞（県土整備局）

（仮称）湘南台寒川線は、ツインシティの都市づくりを進めていく上で重要な路線であり、また、さがみ縦貫道路と接続し、湘南地域の東西方向の連絡を強化する路線としても重要な役割を果たすものと考えております。

県としても、平成17年12月の寒川町及び藤沢市からの整備要望を受け、路線としての重要性や機能を考慮して、さがみ縦貫道路の（仮称）寒川北ICと直結するルートを前提に「かながわのみちづくり計画」に新規事業箇所として位置づけております。

（仮称）湘南台寒川線の整備を推進する場合、交通処理の重要性などを考慮し、御要望にある「南ルート」に比べ、（仮称）寒川北ICへのアクセス機能が高いICと直結するルートが適切と考えます。

今後とも、都市計画決定に向けて、市町に対し、必要な技術的支援を行ってまいります。

（要望事項）

（4）小田原・厚木道路二宮インターの改良・新規インターチェンジの設置について

国道小田原厚木道路に設置されている二宮インターは、近年の交通車両の増大と車両の大型化に伴ってインター及びその周辺で危険な状態が続いている。その主な原因は、インターの加減速車線が短く近接していること、インターへの出入りが町道を取り込んだ構造になっていること、国道小田原厚木道路トンネルと二宮トンネルが近接し屈折した構造となっていることなどと考えられます。

周辺市町の都市化に伴って交通車両が増大していることや、さらに当該地と近接する小田原市や中井町では大規模開発計画が予定されていることなどから、ますます交通量の増加が予測される事態です。

つきましては、これらのこと考慮され、国道小田原厚木道路二宮インターの構造的改良、また、二次的には周辺地域も含めた全体的な交通体系の視点から、交通車両が円滑に走行できるよう新規インターを設置するなどの措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（県土整備局）

御要望の小田原厚木道路の二宮インターの改良、及び、新規インターの設置については、その趣旨を中日本高速道路株式会社に伝えてまいります。

（要望事項）

（5）自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備について

中井町・二宮町・大磯町の3町を流れる葛川は、そこに住む人々の生活に溶け込んだ川として親しまれています。3町では、この葛川の流れを守り、まちづくりに活かそうと、平成14年に「葛川サミット」を立上げ、これまで啓発活動等、様々な活動を行ってきました。

また、これらの活動と平行して、町民ボランティア等の活動も活発に行われており、行政と町民が協力し、取組みを行う体制が整いつつあるところです。葛川サミットの目的の一つには、葛川に清流を取り戻すことが掲げられており、昨今は、下水道整備やボランティアの清掃活動などから、葛川の水質は改善の傾向にあります。この状況をさらに改善させ、誰もが気軽に水と親しむことのできる川とするために、堤防やその周辺への植樹や植栽、清掃活動など、ボランティアや町の取組みについての支援を要望します。

県におかれましては、これまで、護岸や遊歩道の整備などを行っていただいており、この葛川サミットの活動にも理解をいただいているところですが、3町の大変な自然財産である葛川が、一つの連続した流れとして、周囲の自然と調和し、流域全体が水と親しめるものとなるために、さらなる支援を要望します。

<措置状況>（県土整備局）

県では、沿川の自治会等に草刈りや清掃を行っていただく、自治会委託制度を設けており、地元の皆様に清掃を実施していただいております。

また、これまで葛川サミット等に参加し、地域の方々の御意見を伺いながら事業を進めており、今後も葛川サミットの趣旨に沿うよう、葛川の護岸等の整備を引き続き推進するとともに、河川の草刈りや清掃活動等への支援をしてまいります。

（要望事項）

(6) 葛川の河川改修促進及び遊歩道整備について

水系の県管理河川は、県の重点整備河川として改修工事が継続的に進められているところですが、流域の宅地化等に伴い土地利用の状況が変化し、加えて河川の狭小あるいは未整備により、近年たびたび、葛川と不動川で溢水が起きており、さらに、河口付近では、降雨時の溢水と地震の津波による被害が懸念されています。

また、二宮地内の葛川では、隣接する県道秦野二宮線の道路改良工事計画に伴い道路排水能力が向上する見込みもあり、この道路排水の受け皿になる葛川の河川改修は急務です。一方、環境的な面から河川の清流を取り戻そうという民間レベルの活動も活発化してきており、行政としての関わり方も非常に多様なものとなってきています。

つきましては、河川の改修事業については、親水護岸等の環境整備に配慮して事業の一層の促進を要望します。次に、遊歩道整備ですが、既に整備が終わった箇所については「水辺の憩いの場や地域の交流拠点」として親しまれていますので、未整備区間についても今後継続的に整備を推進するよう要望します。

<措置状況>（県土整備局）

御要望の葛川の改修については、打越川の合流点までを県の重点整備河川の一つとして整備を進めてまいります。

なお、整備にあたっては、治水対策とともに、自然環境などに配慮した人と自然にやさしい川づくりを進めてまいります。

また、遊歩道の整備については、県としては、河川管理用通路の整備として、引き続き努めてまいります。

（要望事項）

(7) 太平洋自転車道の整備について

相模湾の海岸線には、藤沢市から茅ヶ崎市までの国道134号自転車歩行者用道路と大磯町の大磯港先から不動川河口付近までを起点・終点とする太平洋岸自転車道が整備されています。また、これらの道路については、サイクリングやウォーキングのコースとして多くの人に親しまれています。

しかし、平塚市の海岸線を含めた相模川河口付近から二宮町までの太平洋岸自転車道は、整備されておらず、住民からサイクリングロードとしての要望も多く寄せられており、環境面、健康な体づくりや青少年の健全育成の面からも整備の必要性があげられています。

海岸沿い地域の一体的な整備を行うことは、県民の財産である相模湾の有効利用と共に、地域の観光・産業の振興や海岸沿いの市町の住民交流が活性化され、地域における新しい文化の発掘が期待されます。

つきましては、太平洋岸自転車道の相模川河口付近から二宮町までの未整備部分の整備について国に対して働きかけを要望します。

<措置状況>（県土整備局）

御要望の未整備区間のうち、平塚市区間については、将来、新湘南バイパスの整備にあわせて高架下に自転車歩行車道を整備する計画となっております。

また、大磯・二宮町区間については、国土交通省の直轄区間となりますので、その趣旨を国に伝えてまいります。

(要望事項)

(8) 大磯港の再整備について

大磯港の再整備につきましては、「大磯港活性化整備計画」に基づき、良好で快適な港空間の早期整備に向けた積極的な取組を要望します。

また、昨年度から大磯町を大磯港の指定管理者と認めて頂きましたが、今後、大磯町が行う大磯港活性化に向けた賑わい創出事業の展開に積極的な協力、また財政支援を講ずるよう要望します。

<措置状況> (県土整備局)

県では、現在、「大磯港活性化整備計画」に基づき、社会資本整備総合交付金を活用して、来訪者が集い、憩えるスペースを確保するために、緑地や遊歩道の整備を進めてきたところであり、今後も、平成24年度の完成を目指し、積極的に取り組んでまいります。

また、大磯町でも、この交付金を活用し、大磯港の賑わい創出に向け、平成22年度から、チャーターフレートによる海上交通の社会実験に取り組んでおり、県としては、岸壁利用料の減免など、積極的に協力するとともに、今後とも、町の事業に、交付金による財政支援を受けられるよう国へ働きかけてまいります。

(要望事項)

(9) 梅沢海岸防潮堤整備について

平成19年9月に発生した台風9号は、西湘バイパス二宮インターチェンジ付近を中心に梅沢海岸までの広範囲にわたり、道路の崩壊のみならず、砂浜の流失など甚大な被害を受けました。

梅沢海岸においては、災害後の養浜工事とともに、自然に砂浜も回復しつつありますが、現状が西湘バイパスの橋梁部分であるため、台風等の高波浪により波は西湘バイパスの高架下を通り抜け、背後地の漁業施設並びに近接する住宅へ押し寄せ、波浪による被害が危惧されます。

つきましては、高波対策として防潮堤整備を行い、漁港海岸である梅沢海岸背後地の防災安全対策に資するため、県及び国の技術的、財政的支援を要望します。

<措置状況> (環境農政局・県土整備局)

二宮漁港区域内における防潮堤の設置などについては、引き続き技術的支援や国庫補助事業の活用などによる支援に努めてまいります。

また、西湘海岸の保全対策については、二宮漁港区域の保全対策と一体的な効果が発現するよう二宮町、国土交通省、水産庁と調整を図りながら整備を進めてまいります。

(要望事項)

(10) 旧相模海軍工廠敷地内における危険物への適切な対応について

旧相模海軍工廠敷地内には事業所や住宅が多数存在しており、現在も環境省で土地改変時の環境調査を実施していますが、戦前の國の機関である旧日本軍の危険物については国が責任を持って対応すべきと考えますので、次の措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

ア　掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担すること。

また、毒ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係わる損害などの補償も、国が行うこと。

<措置状況> (安全防災局)

県では、戦前の國の機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきであると考えており、事故発生時における関係省庁の連携した対応や安全対策の推進等について国に提案しております。

また、毒ガス弾等に関しても、環境調査及び対策に努めるよう国に提案しているところであります。

(要望事項)

イ 毒ガス弾等による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を、国の責任において確立すること。

<措置状況> (安全防災局)

御要望の点については、従来から国に要望しているところであります。引き続き、制度の確立を提案してまいります。

3 足柄上地域

(要望事項)

(1) 都市計画道路和田河原開成大井線の早期全線建設について

都市計画道路和田河原開成大井線は、主要地方道小田原山北線と国道255号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期整備が期待されています。

平成18年度から県事業として、「酒匂川2号橋」の整備に着手され、平成21年度、酒匂川2号橋から国道255号までの区間が、「かながわのみちづくり計画」に事業化検討箇所として位置付けられました。

当該路線の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消、都市防災機能の強化、更には足柄地域の経済の活性化等、その効果は多大なものが期待されますので、酒匂川2号橋の早期建設及び県による全区間の早期事業化を要望します。

<措置状況> (県土整備局)

都市計画道路和田河原開成大井線については、県道720号（怒田開成小田原）から酒匂縦貫道路までの（仮称）酒匂川2号橋を含む延長約1km区間の早期整備に取り組んでおりますが、酒匂川2号橋から東側への延伸については、大井町が用地の一部を先行取得しており、また、「かながわのみちづくり計画」の中で、「事業化検討箇所」として位置付けたところです。

今後は、事業化に向けて地域の諸課題について、大井町と連携して検討を進めてまいります。

(要望事項)

(2) 主要地方道平塚松田線（比奈窪バイパス）の早期供用開始について

県道77号（平塚松田線）は、中井町を東西に横断する主要な道路であり、町民はもとより、平塚秦野方面と小田原松田方面を連絡する道路として、多くの県民に利用されているところですが、町役場が所在する比奈窪地区周辺は、道路や橋梁の幅員が狭小であったり、並行して流れる中村川沿いの護岸壁が相当老朽化していることもあります。通行する歩行者や車両にとって非常に危険であることなどから、比奈窪地区にバイパス建設が計画され、平成6年に事業着手されました。しかしながら、現在も未だ完成・開通には至っていません。

本年4月の道路亀裂による全面通行止め措置の際の地域住民や通過利用者等からの強力な早期整備要望もさることながら、災害時の物資等輸送路としての機能確保の面等も鑑みますと早急な整備が必要と考えます。

また、中井町では、この比奈窪バイパスに隣接する町役場周辺を、公共公益施設の集積を中心的に、業務機能や住居機能を備えた複合的な都市機能を集積させる「町の中核拠点」として整備を計画しており、政策的にも、本バイパスの整備は町の最重要課題として位置付けていると

ころです。中井町としてもでき得る協力をしますので、比奈窪バイパスの早期完成に対し、特段の取組みを強く要望します。

<措置状況>（県土整備局）

県道77号（平塚松田）の比奈窪バイパス延長約800mについては、これまでに約670mが完成しています。残る区間については、理解が得られていない地権者がおり工事に着手できない状況にありますが、土地収用の手続きも視野に入れつつ交渉を継続し、早期の供用開始を目指して取り組んでまいります。

(要望事項)

(3) 酒匂川左岸道路の延伸について

国道255号及び246号を補完し、慢性的な交通渋滞を解消するために計画された酒匂川左岸道路は、既に小田原市から大井町までの供用が開始され、機能の一部が果たされていますが、松田町から山北町の大口橋までの区間については、「今後の検討課題」とされているに留まっています。

つきましては、地域間の連携強化及び効率的・効果的な交通網を形成する観点から、当該区間を「かながわ交通計画」に位置付け、同計画の一般幹線道路網構想に組み込まれることを要望します。

<措置状況>（県土整備局）

「かながわ交通計画」における一般幹線道路網には、自動車専用道路の利用圏域の拡大を図るとともに、多様な交流・連携を支え、道路ネットワーク全体の効率性を高める道路を位置付けており、御要望の、地域間の連携強化及び効率的・効果的な交通網を形成する路線については、今後の検討課題と考えております。

(要望事項)

(4) 寄地区から秦野市への連絡道路の整備について

松田町寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号（神縄神山線）の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての土佐原林道及び秦野市道ですが、災害時にこれらの道路及び道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想されます。

つきましては、防災上の見地からも県道710号の拡幅及び法面保護等の改良工事を引き続き要望するとともに、秦野市への連絡道路である土佐原林道を緊急車両が支障なく通行できるよう幹線整備を要望します。

<措置状況>（環境農政局・県土整備局）

県道710号（神縄神山）の法面防護については、防災上の観点から、緊急度の高い箇所の整備を行っており、今後も地元の御協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

なお、拡幅整備については、今後の検討課題と考えております。

また、土佐原林道は、「県営林道土佐原林道の管理に関する覚書」に基づき、県と松田町が役割分担しながら林道の整備、管理を行っており、環境が整えば松田町に管理換えをしていくこととなっております。

現在、管理換えの条件整備として、県は土佐原林道の管理区域を明確にする敷地調査を進めており、平成21年度末で79%の進捗率となっております。

また、林道の規格としての整備はほとんど終了しており、今後は、敷地調査と残された交通安全施設等の整備を計画的に進め、松田町と調整を図りながら早期に移管できるよう取り組んでまいります。

(要望事項)

(5) 県道711号（小田原松田線）の歩道設置工事について

県道711号（小田原松田線）歩道設置工事は、小田急線踏切から松田土木事務所までが完了し、地域住民をはじめ通学や通勤客の安全が確保され、また松田町総合計画21の政策目標として位置付けている「活力と魅力あるまちづくり」の面からも、県事業の成果によって魅力ある市街地の形成が着々と進められているところです。

しかしながら、新松田駅北口から主要地方道72号（松田国府津線）との接続部分までの間は、現在、狭小幅員で歩道がなく、降雨時などは大型バス等の通行により歩行が困難な状況です。

このような状況を踏まえ、県においては、これまで測量、道路詳細設計並びに歩道設置工事に向けた事業説明会等を行い、また、平成21年度より、一部用地買収に着手されています。

歩行者の安全と車両等の円滑な通行を確保するため、引き続き事業を推進するよう要望します。

<措置状況>（県土整備局）

御要望の新松田駅北口から県道72号（松田国府津）との交差点までの歩道設置については、平成21年度に事業に着手したところです。

今後も引き続き、町や地元関係者の協力を得ながら順次整備を進めてまいります。

（要望事項）

(6) 県道711号（小田原松田線）の信号機増設について

県道711号（小田原松田線）の大井町区間における信号機につきましては、これまでに、要望箇所の7交差点のうち4箇所については設置がされたことにより、交差点部の安全確保が図られています。

しかしながら、未設置の3箇所につきましては、交差点周辺に公共施設や民間企業が立地しているほか、多くの農地が存在し、学生や企業関係者及び地域住民が日常的に信号機のない交差点を横断している状況です。また、信号機未設置交差点周辺の町道等も整備されたことにより、交差点の閉鎖解除や安全対策を求める声は更に高まっています。更に、当該道路は、平成22年度末に全線供用開始が予定されていることから、ますます交通量の増加が見込まれます。

つきましては、こうした状況を考慮し、早期の信号機設置に特段の配慮を要望します。

<措置状況>（警察本部）

信号機の整備については、交通の安全と円滑化を図るため、道路状況、交通事故の発生状況等を総合的に検討した上で、県内全体の中で、必要性の高い箇所から順次整備しております。御要望の県道711号（小田原松田）への信号機新設については、要望のあった7交差点のうち4交差点に交通の安全と円滑を図るために既に設置しているところであります。残りの3交差点については、今後の県道711号（小田原松田）の整備状況、交通実態及び交通環境の変化等により、必要性が高まった段階で交差点ごとに設置の判断をしてまいります。

（要望事項）

(7) 新東名高速道路建設に伴う、大気汚染常時監視測定期局の設置について

新東名高速道路の建設に伴い、新たに路線が通る地域（向原地区、山北地区、共和地区、清水地区）に居住する住民は、現在の東名高速道路が通過する自動車排気ガスの状況と相まって、大気の汚染状況など環境影響へ関心が高く、安心、安全の生活環境の維持を強く望んでいます。

このため、平成32年に予定されている開通前から、定期的に大気汚染の状況の観測を行うことにより、新東名高速道路が環境基準に適合しているかどうかを監視し、異常があればいち早く対応を取ることが可能となるように、大気汚染常時監視測定期局の設置を強く要望します。

<措置状況>（環境農政局）

県では、大気汚染防止法に基づき常時監視測定期局を設置しておりますが、この常時監視測定期局は、大気汚染の状況、人口、可住地面積などを勘査しながら設置しているところであります。

また、道路状況の変化に伴う大気汚染の状況把握等を行うため、現在、2つの移動測定局（第1移動測定局及び第2移動測定局）を設けており、このうち第2移動測定局については、平成20年8月に山北町役場に設置し、平成23年度末まで測定を継続する予定としております。

(要望事項)

(8) 東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺における都市的土地区画整備について

県の「かながわ都市マスターplan」で位置付けられた「インターチェンジ周辺などにおける計画的な産業・物流機能等の誘導施策」を活かし、東名高速秦野中井インターチェンジ周辺地区に、環境への負荷軽減を図った新たな産業拠点の集積を計画しています。これらの整備に当たっては、「グリーンテクなかい」と一体的な都市的土地区画整備を図ることで、将来にわたって魅力ある持続可能なまちづくりを構築していくこととし、改訂した「中井町都市マスターplan」にもその位置付けを明記しています。

これらの取組においては、広域的な連携に立った都市の形成や雇用の創設等を図ることは重要なことであり、周辺の平塚市、秦野市、二宮町とは、インターチェンジを活用した道路網のあり方を含め、土地区画整備に係る各検討専門部会を設立しています。

のことから次回の線引き見直しを視野に、地権者や地域住民、関係市町との調整等を進めながら、諸課題の解決に向け着実な事業推進を図っていきたいので、市街化区域の編入に当たっては、当地区内に存在する農振農用地の解除など、多方面からの特段の支援を要望します。

また、当地区においては、「物流総合効率化法」を活用した企業進出の相談を受けています。これらについても、この地区における都市的土地区画整備を進めるに当たっては、先導的な役割を担う重要な計画であることから、これらにおいても県当局の特段のご指導ご支援を要望します。

<措置状況> (県土整備局)

中井町が、今後、当地区におけるインターチェンジを活用した「まちづくり」を行っていくに当たって、県としては、中井町の産業の動向、目指すべき地区の将来像、地元との調整状況等をよく伺った上で、必要に応じて調整を行ってまいります。

また、当該地区に「物流総合効率化法」に基づく特定流通業務施設を新設する場合は、都市計画法に基づく開発許可又は建築許可を要することとなります。その際、施設の位置、用途及び規模が、基準に合致する場合は許可が可能です。

(要望事項)

(9) 中井町南部地区の事業化への支援について

中井町の南部地区32ヘクタールの土地区画整備について、国の柑橘再編対策事業として、平成2年に県の強い行政指導により土地利用の方針等が示され、第6回線引き見直しにおいて、3度の工業系の特定保留区域に位置付けされました。

既に事業手法においては土地区画整備方式をもって整備することを確認しており、関係する地権者においては、平成13年3月に準備組合の設立に向けた組織を立ち上げ、今日まで、公社や公社所管の県部署と、事業化に向けた協議（ワーキング）を重ねてきています。

今回の線引き見直しにおいては、概ね5年以内に都市的土地区画整備が見込まれる地区が特定保留区域に位置付けられています。県においても、事業化に向け関係市町との検討会の立ち上げなど、積極的な取組みは十分理解しています。

中井町としても、最大限の努力を傾注しますが、このたび県にて発表された企業誘致施策としてモデル地区を選定し、業務代行方式による産業適地創出の取組みも検討されることから、中井町の南部地区においても県として事業化に向けた特段の支援を要望します。

<措置状況> (商工労働局・県土整備局・企業局)

企業誘致の取組は、県内産業の振興や雇用の創出、税源の涵養、さらには地域の活性化などの効果があり、平成22年度からは新たな企業誘致施策として、「インベスト神奈川2ndステップ」

をスタートしました。

「インベスト神奈川 2ndステップ」においては、企業誘致に必要な産業用地が不足しつつあることも踏まえ、産業用地の創出を将来に向けた取組の一つとして位置付けております。

そこで、今後、企業ニーズの受け皿となる産業用地の整備を進めていくため、さがみ縦貫道路などのインターチェンジ周辺に設定された産業系保留区域を対象に、モデル地区を選定し、先行して整備を図ることとしているところです。

モデル地区の選定にあたっては、土地区画整理事業などの実施に向けた取組を進めている市町を支援することとし、市町における地元との合意形成や事業スキーム、事業熟度などを勘案しながら、できる限り早期に決定する予定です。

今回の「インベスト神奈川 2ndステップ」における産業適地の創出におきましても、本県産業の活力を将来にわたって維持・発展させるため、また、市町における保留区域の市街化区域への編入の取組を支援するため、最も適当と思われる地区を選定していきたいと考えております。

(要望事項)

(10) 酒匂川流域の水源環境保全に関する取組について

二級河川であり神奈川県が管理する酒匂川は、流域の市町のみならず、農業・漁業関係団体や事業所などで構成する酒匂川水系保全協議会の方々のご協力によって水源環境の保全を図っています。

しかしながら、酒匂川の水を利用される横浜市などの大都市部との交流が薄いことから、大都市部の皆さんとの水質保全に関する理解が深まっていないのが現状です。そこで、酒匂川水系保全協議会発足50周年を契機に、県として流域の市町と共に水源環境保全の重要性について広く発信するとともに、酒匂川の環境保全に関する大都市部との連携について検討するなど、様々な側面から支援するよう要望します。

また、河川区域内の環境や景観保全は、本来、河川管理者が行うべきものであることから、管理用道路が解放されている、足柄上地域の酒匂川左岸の特殊性を考慮され、不法投棄の撤去及び河川区域内の草刈り等、年間を通じた河川管理について、より一層、事業拡大に努められますよう強く要望します。

<措置状況>（環境農政局・県土整備局）

県ではこれまで、水源環境保全・再生施策の取組の中で、水源環境保全の重要性について県民フォーラムの開催、ホームページの開設、ニュースレターの発行などにより県全域に広く周知するとともに、上下流の住民間の連携を図るために水源地域で行われるイベントへの支援、都市部地域で行うイベントにおける広報・啓発など、様々な取組を進めてきております。

今後も様々なメディアを活用して広報の充実を図るなど、酒匂川水系の水源環境保全の重要性について、一層、都市部住民に広く発信してまいります。

なお、足柄上地域における酒匂川の河川区域内のゴミ清掃や草刈等については、地元の皆様の協力を得ながら、平成20年度に約62,000m²、平成21年度に約65,600m²を実施しており、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

(要望事項)

(11) 自然保護奨励金及び水源の森林づくり事業エリアについて

自然保護奨励金制度では、松田町を含む県西部地域が公的管理制度導入済エリアとされていますが、川音川流域については、水源の森林づくり事業エリアに含まれていないので、町の森林整備を公平的に推進するため事業エリアに含めるよう要望します。

また、エリアとして認められない場合は、公的管理制度未導入エリアとして認めるよう要望します。

なお、自然保護奨励金交付面積が1haとなっていますが、零細林家の多い松田町での森林整

備をより拡充できますよう対象面積の引き下げをあわせて要望します。

＜措置状況＞（環境農政局）

自然保護奨励金制度について、交付する地域を県東部及び県西部に区分し、公的管理制度が導入されている「水源の森林エリア」及び「地域水源林エリア」を県西部地域として位置付けております。

このうち、「水源の森林エリア」については、水源の森林づくり事業を展開する地域を明確にするため、ダム上流域、主要取水源の上流部、保安林の多い地域等の設定基準を定めて指定しております。

松田町内の川音川流域については、この設定基準に適合していないことから「水源の森林エリア」に指定しておりませんが、町が主体的に森林整備を進めることができる「地域水源林エリア」として設定しておりますので、地域水源林整備事業の積極的な活用を御検討願います。

自然保護奨励金の交付対象面積については、段階的に面積要件を引き上げており、平成11年度に1,000ha未満の小規模な土地所有者への交付廃止を実施しました。その後、平成15年度に実施した交付者に対するアンケートにおいて1ha未満の土地所有者では、自然保護奨励金を維持管理に使用していない方が多く、また、森林保全に対する要望として公的管理を望む声が多いという結果を得て、平成18年度に対象面積を1ha以上とした経緯があります。現在もその方向性に変更がないことから、対象面積の引き下げは検討しておりません。

（要望事項）

（12）県立足柄上病院の医療体制の充実について

県においては、地方独立行政法人化後も県立足柄上病院が地域の中核病院として将来にわたり安定した医療サービスを提供できるよう次の措置を講ずることを要望します。

ア 現在の診療科目を今後も維持するとともに、一時的なものであっても休診科目が発生しないよう医師の確保に努めること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

足柄上病院の診療科のうち、医師が確保できずに休診又は診療を制限している診療科は、精神科、耳鼻咽喉科及び産婦人科があります。

このうち、精神科については、非常勤医師により外来診療を実施しているところです。

一方、耳鼻咽喉科については、大学附属病院に医師の派遣協力をいただき、週4回、入院患者及び外来患者に対する診療を行っております。

（要望事項）

イ 安心して産み育てることのできる地域を守るため、産科の常勤医師の確保に努め、分娩件数を増やすよう積極的に取り組むこと。

＜措置状況＞（保健福祉局）

足柄上病院の産婦人科については、医師必要数4名のうち2名の常勤医師と、複数の非常勤医師がローテーションを組んで診療を行っているものの、安全な分娩を確保する必要などから分娩の制限を行っております。

足柄上病院では、産科医師の確保に努めておりますが、一方で、より多くの方が安心して出産できるよう院内助産による分娩数の増加にも積極的に取り組んでいるところでございますので、今後もこうした取組を進めるよう神奈川県立病院機構に働きかけてまいります。

（要望事項）

ウ 医師以外の医療従事者の確保による質の高い医療サービスの提供と最新医療機器の導入に努めること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

これまで、採用試験を頻繁に行うなど医療従事者の確保に取り組んでおりますが、退院患者が円滑に地域生活に移行するための地域医療連携室による地域の医療機関との連携や、救急受入れ患者数の増加に取り組むなど、引き続き質の高い医療サービスの提供に努めるよう神奈川県立病院機構に働きかけてまいります。

また、平成22年度には全身用コンピュータ断層装置を整備いたしましたが、今後とも医療機器の整備を図り医療の質の向上に努めるよう働きかけてまいります。

(要望事項)

(13) 小田急開成駅前への交番設置について

小田急線開成駅は、昭和60年3月の開設以来、開成駅を中心とした地域の人口増加に伴い、駅周辺は高層マンションや戸建住宅の建設、大型スーパーの開店などが進むとともに、平成20年には駅前に金融機関が開店し、本年4月には、駅周辺の児童が通う開成南小学校が開校しています。また、現在施工中の南部地区土地区画整理事業及び（仮称）酒匂川2号橋の建設により、この地域が更に発展することは確実な状況となっています。

このような人口及び駅利用者の増加に伴い、平成8年12月に、警察官が立ち寄れる神奈川県警察松田警察署開成駅前連絡所を設置し、平成15年度からは民間ボランティア団体「開成駅前連絡所安全センター」が、自主的に駅周辺のパトロール等を行い、安全確保を図っています。

しかし、最近では、スタンガンのようなものを使用した暴行未遂事件が発生したことなどから、住民の治安を危惧する声が更に高まっています。

このようなことから、開成町のみならず県西地域の住民の安全と治安の維持のため、早急に開成駅前への交番設置を要望します。併せて、交番が設置されるまでの間は、これまで同様に警察官の立ち寄りを継続・強化するとともに、連絡所への県費による交番相談員を配置するよう要望します。

<措置状況>（警察本部）

交番の設置については、限られた人員で交番としての機能を最大限に發揮するために、スクラップアンドビルトを原則として、設置要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口等の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況等のほか、隣接交番・駐在所等との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

小田急線開成駅前地区は、吉田島駐在所が管轄しておりますが、ほぼ同じ距離に延沢駐在所がある状況等を踏まえ、上記事項等を総合的に勘案しますと、現在の2駐在所体制に加え、新たに交番を設置することは困難な状況であり、仮に交番を設置する場合には、現在の2駐在所との統廃合を検討する必要があります。

今後も管轄駐在所勤務員やパトカー勤務員、本部パトカー勤務員等による開成駅前連絡所への立ち寄りを強化し、治安に間隙が生じないように努めてまいります。

また、開成駅前連絡所への交番相談員の派遣については検討してまいります。

4 足柄下地域

(要望事項)

(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について

神奈川県土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3,000m²以上に引き下げており、その効果もあって、県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識しています。

しかしながら、平成21年3月31日をもって「1ha未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）が廃止され、小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとなつたことから、このことに伴い、今後、開発抑制効果の減少が懸念されています。

仮に、建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となつた場合には、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、指導基準が廃止されたことも鑑み、条例の建築物系の開発行為における開発区域面積の経過措置につきましては、「当分の間」との規定を継続するのではなく、条例の本則へ移行するよう要望します。

<措置状況>（政策局）

土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けておりますが、非線引き白地地域等における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3,000m²以上に引き下げています。

この条例の趣旨としては、県が広域的な立場から直接に関与すべきものとしては、1ha以上の大規模な開発を対象とし、それ未満の開発計画については、個別法令による規制を除き、市町村の考えを尊重して自主的・主体的なまちづくりに委ねることとしていることから、経過措置を条例本則に規定することは考えておりません。

なお、経過措置の取扱いについては、当該市町村と十分調整してまいります。

また、少子高齢化や地方分権の一層の進展など、土地利用を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、県としては、現在、人口減少期における土地利用政策の在り方について、市町村とも連携、協調しながら検討しております。その検討結果は、土地利用基本計画等に反映させてまいります。

（要望事項）

（2）西湘バイパス改築工事の再延伸について

国道135号線の渋滞解消・災害時の代替性を考慮して、西湘バイパスの延伸を要望しているもので、平成15年度より専門家を加えた「小田原真鶴間道路整備検討会」を開催し、長期的・技術的対策等の検討をしていただき、山側バイパスの整備は、技術的に実現は可能であるとの報告がされました。引き続き路線検討を含め長期的対策の具体化を達成するため、事業化に向けてなお一層の検討を要望します。

さらに、首都圏と富士箱根伊豆方面との交流の促進や、災害発生時のリダンダンシーを確保するとともに、CO₂の削減にもつながる慢性的な交通渋滞の解消を図るためにも、西湘バイパス延伸整備の早期着手を要望します。

<措置状況>（県土整備局）

西湘バイパスの延伸については、小田原真鶴間における渋滞の抜本的対策として、石橋インターチェンジから小田原市根府川に至る約3km区間にて、国道135号のバイパスとしての整備が必要であると認識しております。

しかしながら、県としては、厳しい財政状況の中で、まずは広域農道（小田原湯河原線）を優先して整備を進めております。

このため、西湘バイパスの延伸については、広域農道の整備の進捗状況などを踏まえながら、事業化に向けた調査を進めるとともに、国等の関係機関と調整を進めてまいります。

（要望事項）

（3）国道135号の整備について

国道135号（真鶴道路旧道）区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心とした渋滞が発生しています。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保の点で危惧されます。県におかれましては、真鶴駅前交差点の道路標示の工事を行われ

ましたが、引き続き渋滞解消や交通安全確保のための整備実施を要望します。

<措置状況>（県土整備局）

真鶴駅前の渋滞対策については、平成21年7月に県警と連携し、真鶴駅前交差点内の路面に誘導線や矢印を標示するとともに、右折帯の滞留スペースを確保し、一定の改善が図られたところであり、今後、駅前広場側に車道を拡幅して、右折帯の滞留スペースをさらに拡大することとしており、用地取得が出来次第、工事に着手する予定であります。

また、歩道のない箇所については、新たな道路用地の確保が必要であるため、平成21年度に、地権者と交渉をしましたが、事業に対する理解が得られませんでした。

今後も引き続き、町の協力をいただきながら、取り組んでまいります。

その他の狭い箇所については、まずは歩行者の利用状況や幅員を調査し、町とも調整しながら、今後の対応策について検討してまいります。

（要望事項）

(4) 南足柄市への連絡道路の新設について

南足柄市と箱根町を連絡する道路については、平成18年度に、県が事務局となって研究会を設置し、平成20年度からは、より広域的な観点からの検討を行うため、県と県西地域2市5町による研究会を進めています。研究会では、地域活性化や災害時の機能強化などを踏まえた望ましいルート・構造について検討していますが、ルートの絞り込みを行い、連絡道路の実現に向けた調査研究費等の予算措置を講ずるよう要望します。

<措置状況>（県土整備局）

南足柄市と箱根町を連絡する道路については、県と2市5町（小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町）の研究会において、検討を進めており、平成21年度は、県民のニーズや意見を把握するためのP.I.を2回行ったところです。

平成22年度は、これまでの研究会での検討やP.I.の結果から、ルート案を絞り込んでまいりたいと考えております。

今後も、関係市町と連携しながら、検討熟度を深めてまいります。

（要望事項）

(5) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について

小田原市から真鶴、湯河原両町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進するものです。

未採択の小田原、湯河原地区の2期工事につきましても、早期に実施されるよう強く要望します。

<措置状況>（環境農政局）

御要望の整備事業については、平成22年度から着手しており、今後とも国の交付金などの活用により、着実な整備に努めてまいります。

（要望事項）

(6) 真鶴港における津波対策の措置について

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられています。

沖防波堤については、現在既に整備が着手されていますが、津波対策の重要性を踏まえ、津波避難施設の機能を併設した港湾管理・防災施設については、いまだ着手の予定が示されていない状況です。港内整備の完成までのスケジュールの明示と、津波対策をはじめとした港湾防災対策は、緊急に対応すべき施設と考えていることから、同施設の早期着工を要望します。

<措置状況>（県土整備局）

真鶴港の活性化整備計画については、平成19年度から沖防波堤の整備に着手しており、平成26年度の完成を目指し整備を進めてまいります。

また、この整備計画に位置付けられている津波避難施設の機能を併設した港湾管理・防災施設や、その他の施設の整備については、役割分担やスケジュールについて、町と協議、調整を進め、今後の事業化を目指してまいります。

（要望事項）

(7) 松くい虫被害対策自主事業に対する財政措置について

真鶴半島の先端部は、暖帯性の常緑広葉樹林に覆われ、魚つき保安林の指定とともに県立自然公園にも指定された県民の貴重な財産となっています。また平成21年2月には、県指定天然記念物となりました。しかし近年、半島の松林が松くい虫により甚大な被害を被っていることから、松くい虫による松枯れから松を守り、将来にわたり真鶴半島の貴重な松林を継承すべく、県と町が薬剤散布により被害防止に努めてきました。しかし、その一方で薬剤散布による人体や生物、また、海域流出等への影響が懸念されています。このため、平成19年度から、より安全で環境に配慮した予防方法（樹幹注入）に完全移行し、薬剤散布を廃止しました。

つきましては、樹幹注入事業及び松くい虫被害木の伐倒に対する十分な補助金額の確保を強く要望します。

また、国に対しても継続的な補助金確保に向けた働きかけを要望します。

<措置状況>（環境農政局）

松くい虫防除事業については、県は市町村と調整しながら、将来的に保全すべき松林を特定し、薬剤注入による予防対策や松くい虫による被害木を伐倒して除去するなどの駆除対策を重点的かつ集中的に行っていいるところであります。

県としては、県や市町村が定める対策計画を踏まえ、新しい駆除技術の導入などを積極的に検討し、継続的な松くい虫等防除事業の実施ができるよう、国などに働きかけ、今後も引き続き必要な財源の確保に努めてまいります。

（要望事項）

(8) 門川地区護岸（緩傾斜式階段）の整備について

湯河原海岸沿岸においては、湯河原町都市マスタープラン・湯河原町緑の基本計画に観光的機能を重視した（仮）湯河原海辺公園（広場公園）を整備することが位置付けられています。

平成19年度から整備している湯河原海岸の3基目の人工リーフ整備終了後に、（仮）湯河原海辺公園整備を着手し、水辺レクレーションの場となる海岸緑地帯の形成を図る計画をしていくたいと考えています。

つきましては、海辺公園と一体となり、海岸の景観の向上や花火大会などの観光客の誘致などの環境整備として、神奈川県が策定した相模灘沿岸海岸保全基本計画の海岸保全施設の護岸（緩傾斜式階段）の整備を要望します。

<措置状況>（県土整備局）

湯河原海岸では、高潮による越波被害の防止を目的として、平成元年度から人工リーフに着手し、平成5年度までに2基完成しました。

また、当時、海岸利用の観点から、背後に学校や公園などの公共施設がある区間において、緩傾斜式階段護岸180mを平成6年度から11年度にかけて整備しました。

平成18年度から国庫補助により、3基目の人工リーフの整備に着手し、平成23年度の完成を予定しています。

人工リーフの完成により、湯河原海岸の保全対策は完了しますが、相模湾では、侵食が著しく、依然として背後地の防護機能が確保されていない海岸も多く、こうした海岸の保全対策に、今後

とも重点的に取り組む必要があり、要望にある、新たな緩傾斜式階段護岸の整備については、厳しい財政状況の中、緊急度、優先度を考慮すると、現時点では困難です。

今後、町が、景観向上や誘客に繋がる環境整備を具体化する際には、県としてできる支援と一緒に考えていきます。

(要望事項)

(9) 無電柱化促進事業について

真鶴町では、平成17年1月に一般市町村として全国第一号で景観法に基づく景観行政団体となり、平成18年に真鶴町景観計画を策定しました。平成16年に景観法が制定され、国を挙げて美しい国づくりに舵が切られ、無電柱化が推進されていますが、真鶴町景観計画では、全国に先駆け、町が管理する以外の公共施設についても景観法に基づく景観重要公共施設（以下、「重要施設」という。）として位置付け、公共施設からの景観形成を先導的に進めています。

その中で、真鶴港は、国指定重要無形民俗文化財に指定されている「貴船まつり」の舞台でもあり、真鶴町景観計画においても、真鶴港（港湾施設）及び接道する県道739号線（道路施設）を管理者である神奈川県知事の同意のもと重要施設として位置付け、電線共同溝法に基づく特例を適用する条件を整えています。

本年2月には、第1回世界デザイン都市サミットに招待され、景観形成を真鶴ブランドとして世界的に発信している中で、公共施設からの景観形成を更に推進するため、海の玄関口として真鶴港に地区を限定し、無電柱化促進事業に着手することについて検討を要望します。

<措置状況>（県土整備局）

県道739号（真鶴半島公園）については、景観重要公共施設であることは認識しておりますが、今回要望されている区間については道路幅員が狭いことなどから、現状では、無電柱化は難しい状況です。

なお、無電柱化は、歩道の状況等を踏まえ総合的に判断するものであるため、まちづくり全体の中で無電柱化を検討していくことも考えられます。

(要望事項)

(10) 県立小田原養護学校の分教室の設置について

県立小田原養護学校に通学する児童・生徒は、真鶴町を含め、小・中・高等部全体で、現在21名いますが、スクールバスによる遠距離通学は、姿勢保持が困難な児童・生徒にとって身体への負担は想像以上に厳しいものがあり、入校を断念せざるを得ない児童もいます。

また、保護者の精神的・身体的な負担も大きなものとなっています。

湯河原・真鶴地区への小田原養護学校分校の設置につきましては、県として全体計画もあると思いますが、保護者の要望も高まっていますので、早急な実現を要望します。

<措置状況>（教育局）

湯河原・真鶴地域から小田原養護学校に通学する子どもたちの遠距離通学解消については、県としてもその必要性を十分認識しており、既設特別支援学校の過大規模化への対応とともに、重要な課題であるととらえ、県立高等学校の耐震化等を含めた「まなびや計画」全体の中で分校の設置について検討してまいります。

なお、分校が設置されるまでの間、湯河原・真鶴両町においては、地域の身近な場で教育を受けられるよう、町立小中学校特別支援学級の設置・運営については、小田原養護学校の「地域の特別支援教育のセンター的機能」を活用しながら、引き続き御尽力いただくようお願いしてまいります。

5 厚木・愛甲地域

(要望事項)

(1) 県道64号（伊勢原津久井線）の整備について

清川村内を走る県道64号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖ICへのアクセス道路として、年々その交通量は増加の一途を辿っています。

特に、朝晩の通勤・通学時には交通量が多く、またその一部は幅員が狭く、歩道が未設置なことから、道路の通行・横断等に支障をきたすほか、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高い道路であり、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されています。

県道60号・70号を含めた清川村の県道3路線につきましては、宮ヶ瀬ダムの建設時に完成に合わせて整備していただくよう昭和56年に県に約束していただいているのですが、平成12年のダム完成後8年が経過し、交通量が激増した今日においてもいまだ未整備のままとなっています。

特に幅員が狭く危険な「湯出川橋～坂本橋間」には、「古在家バイパス計画」が進んでいますが、完成・開通までには、いまだ相当の期間が要されると推測されます。

また、現道の安全対策につきましては、平成20年度で現道内における歩行者通行部分のカラ一化や、車両を減速させるための路面表示が実施されました。根本的な歩行者の安全確保ができていない状況にあります。

従いまして、整備されるまでの間の現道におきまして、小・中学生の通学路にも位置付けていることから、緊急な安全対策等の施設整備を要望します。

また、村民の交通安全確保のため、次の2箇所に信号機を設置するよう要望します。

ア 村道山岸外周線に接続するT字路

イ 清川村役場前

<措置状況>（県土整備局・警察本部）

県道64号（伊勢原津久井）については、平成14年度に煤ヶ谷工区が完了し、現在、線形が悪く人家が連担している古在家工区のバイパス整備を進めており、まずは、当該バイパスの早期完成を目指して事業推進に努めてまいります。

また、湯出川橋～坂本橋の現道安全対策については、バイパス整備を進めている中で、現道にも大規模な予算を投入することはできませんが、特に危険な箇所に絞って安全対策を実施したいと考えております。

なお、信号機の整備については、交通の安全と円滑化を図るために、道路状況、交通事故の発生状況等を総合的に検討した上で、県内全体の中で、必要性の高い箇所から順次整備しております。県道64号の交差点への信号機設置要望については、交通実態や交通環境の変化により、必要性が高まった段階で交差点ごとに設置の判断をしてまいります。

(要望事項)

(2) 半原地区柄沢における崩壊対策のための整備促進について

愛川町の半原地区柄沢流域については、その地形条件等から県による土石流危険渓流氾濫区域の指定を受けています。

当該区域は、第一種住居地域及び第一種低層住居専用地域で、沢の両側には住宅が立ち並んでおり、集中豪雨による急激な増水や地震等の災害時には、斜面の崩壊が危惧される状況にあることから、砂防事業などの崩壊対策事業を推進されますよう要望します。

<措置状況>（環境農政局・県土整備局）

御要望の箇所について、荒廃状況、保安林の指定状況等を勘査しながら検討してまいります。なお、砂防指定地柄沢については、土石流対策として平成15年度に砂防えん堤が完成しております。

(要望事項)

(3) 片原・柳梅地区の治山事業の推進について

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下の平地に住宅を建設し、古くから居住地区を形成しています。

平成11年夏の豪雨において、この地区の山腹で大規模な崩落が発生し、住民への影響はなかったものの、梅雨、台風など雨の多い時季には不安を募らせ、自主避難をされている方などもいます。

平成11年の崩落箇所については、早急な対策が講じられたほか、その周辺の危険箇所の一部も整備が進められてきました。平成21年度からは、山地災害減災総合対策事業として当該地区的落石防護壁の設置の落石固定を実施していただいておりますが、この地区の上流部には急傾斜地崩壊危険箇所はいまだ数多く存在しています。

つきましては、地区住民の安全・安心、災害の未然防止のため、継続的に効果的な治山施設の整備を推進されるよう要望します。

<措置状況> (環境農政局)

御要望の地区については、平成17年度から事業を実施し、平成22年10月をもって保安林内の危険箇所工事は終了しました。

今後は、地域住民を対象に、山地災害に関する情報周知や普及活動を清川村と協力しながら進めてまいります。

(要望事項)

(4) 重症心身障害児施設のショートステイ事業の拡大について

在宅の重症心身障害児は、家族（保護者）の入院及び重症心身障害児の兄弟の学校行事等に家族（保護者）が参加する際に、一時的に介護が受けられるようにすることや、介護者等の休養（レスパイト）のため短期入所を利用して在宅生活の継続を図っていくことが必要不可欠になっています。

県央地区では、神奈川県立七沢療育園が地域保健福祉の拠点施設となり、短期入所利用者の受け入れのみならず、円滑な利用が図られるよう、各重症心身障害児施設の調整を行う努力をいただくとともに、長期・中期入所の空きベッドの活用などにも柔軟に取り組んでいただいていますが、さらなる保護者の利用ニーズに応えるため、短期入所枠の拡大や、利用ニーズの高い時期における受け入れの拡大を要望します。

<措置状況> (保健福祉局)

御要望の七沢療育園については、現在、40床のうち30床を長期、9床を中期入所、1床をショートステイとして、中短期の10床を活用し、地域の在宅重症心身障害児の生活上の課題の改善に向け支援を行っております。

今後とも、重症心身障害児の在宅生活を支援する観点から、長期・中期入所の空きベッドの柔軟な運用に努めてまいります。

(要望事項)

(5) 県立特別支援学校のスクールバスの設置及び増設について

例年、愛川町から複数の児童生徒が、近隣の特別支援学校に就学し、一人一人に応じた適切な教育を受けています。しかしながら、近年、特別支援学校への就学者の増加に伴い、通学手段であるスクールバスの利用が年々難しくなっている状況です。

また、愛川町から伊勢原養護学校に通う児童生徒にあっては、学校にスクールバスが設置されていないため、自力通学や保護者の送迎による通学が就学の条件の一つとなり、就学しても、体調不良等により保護者の送迎が難しい日には、通学できず学習の機会が奪われてしまうこともあります。

このようなことから、障害のある児童生徒の教育の機会を保障するため、特別支援学校のスクールバスについて、現在設置されている学校への増設及び伊勢原養護学校への新規設置を強く要望します。

<措置状況>（教育局）

スクールバスについては、厳しい財政状況の中、県全体のバランスを考えながら計画的な増車に努めてまいりました。

今後も新設校への増車のみならず、過大規模化した既設特別支援学校の通学状況を改善すべく計画的な増車に努めてまいります。

また、伊勢原養護学校については、市が運行するスクールバスへの助成を引き続き継続とともに、計画的なスクールバスの整備について検討してまいりたいと考えております。

(要望事項)

(6) 暴走車両への対策について

平成19年度から3年間にわたって「神奈川県暴走族追放促進モデル地区」に指定され、暴走族の多数検挙など成果があげられました。しかし、指定が解除されたものの、清川村内を縦貫している県道64号は、昼夜を問わず大きな騒音を轟かせて集団走行するオートバイが後を絶たず、県道沿いの住民は大変に迷惑しています。

また、土山峠付近では、深夜（特に雨天時）に猛スピードで暴走運転を繰り返すドリフト族と昼間のオートバイによるローリング族が出没し、一般車両が事故に巻き込まれる危険性は、相変わらず高い状況となっています。

つきましては、住民の安全・安心が図れるよう、上記の暴走車両の取り締まりを強化・継続するよう要望します。

<措置状況>（警察本部）

県内における暴走族は、大集団から小集団での暴走に形態を変遷させながらも暴走を繰り返しており、また、旧車會と称するグループが、県内の各景勝地を目指し、主に幹線道路において昼夜を問わず爆音を轟かせて走行し、沿道住民等に著しい騒音被害を及ぼしている状況にあります。

清川村についても、この旧車會が休日の昼間を中心として、宮ヶ瀬湖周辺に向かうために村内の県道64号を通行し、また、改造四輪車が週末の深夜帯に県道64号土山峠等においてローリング走行等を頻繁に行っている状態にあったことから、平成19年4月、清川村を「暴走族追放促進モデル地区」に指定し、旧車會車両やローリング族車両に対する取締りの強化を図りました。

また、地域住民及び関係機関・団体が一体となった暴走族追放に向けた諸対策を強力に推進した結果、旧車會・ローリング族の走行実態に減少効果が認められ、さらに、モデル地区指定の目的の一つである、地域主体による暴走族追放運動が根付いたこと等により、清川村への「モデル地区」指定を平成22年3月末に解除しました。

しかし、清川村内の県道64号においては、旧車會やローリング族のい集・走行実態の根絶には至っていないことから、県警察としては、住民等の安全安心と静穏の確保に向け

- ・騒音関係違反に対する取締り
- ・不正改造車両等に対する取締り

をさらに強化、継続して取り組んでいきます。

また、道路管理者等と協議を積極的に重ね、暴走をさせないための道路改良やい集させないための対策を継続して推進してまいります。

6 水源地域

(要望事項)

(1) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有しております、保全と再生に取り組んでまいりましたが、本来の森林としての機能が活用されるためには、経済林として活用されることが必要であり、高齢樹林の更新並びに針葉樹林と広葉樹林の計画的な整備の推進を図るとともに間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制の整備を水源環境保全・再生市町村交付金事業の活用により推進することを要望します。

<措置状況>（環境農政局）

県では、平成17年度に「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を策定し、「良質な水の安定的確保」を目的とした「水源の森林づくり事業」などにより、荒廃が懸念される私有林を間伐するなど、計画的に森林整備を推進しております。

また、間伐材の搬出を促進して有効利用を図ることが、水源かん養機能などの高い良好な森林づくりにつながることから、間伐材の搬出促進を「かながわ水源環境保全再生・実行5か年計画」に位置付けて支援しております。

一方、間伐材の流通体制の整備については、水源環境保全・再生施策の目的である「良質な水の安定的確保」に直接的な効果が見込めないことから、第1期実行5か年計画において取組事業から外れた経緯があり、その後も基本的な方針は変わらないことから、次期計画に位置付けていくことは困難であります。

(要望事項)

イ 地域林業形成促進事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的を同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているとともに、費用負担に矛盾（較差）が生じています。地域林業形成促進事業により森林整備を実施している森林所有者に対して水源環境保全・再生市町村交付金事業により所有者負担分を全額助成するよう要望します。

<措置状況>（環境農政局）

地域林業形成促進事業や水源環境保全・再生事業など森林の保全・整備に係る事業等については、それぞれ事業目的や財源等が異なっていることから、国や県では仕組みや補助率などに様々な違いを設けており、そのため理解しにくい側面がありますが、今後とも分かりやすい説明に努めてまいります。

なお、県が行う「水源の森林づくり事業」や市町村が実施する「地域水源林整備事業」については、県や市町村が所有者に代わって混交林などを目標として整備する「整備協定」と、森林所有者自らが健全な人工林を目標として整備する場合に支援する「協力協約推進事業」を設定しておりますので、目的に応じて事業を選択していただきますようお願いします。

また、現在進めている第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画の策定においては、これまでの手法に加え、森林組合等が森林所有者から長期にわたり森林整備や管理を受託する制度の導入を検討しております。この制度は、「整備協定」と「協力協約推進事業」の中間的な仕組みとすることとしており、具体的な制度設計は今後検討してまいります。

(要望事項)

(2) 河川区域内における廃棄物処理対策について

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取り組みが必要不可欠です。しかしながら、河川区域内においては、不法投棄が数多く発生していること、また、町外からの行楽客によるごみの放置などにより、水源環境の悪化が懸念される状況となっています。

愛川町では、従来から、シルバーハンモックセンターへの委託により、河川敷内の不法投棄物や散乱ごみの撤去、巡回パトロールや啓発活動等を実施するなどの対策に取り組んできましたが、その事業費が大きな負担となっている現状です。

こうした事業については、本来、河川管理者が行うべきものであることから、県におかれましては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、不法投棄廃棄物の処理及び河川敷の清掃、河川遊客に対する美化意識（河川の流水が県民の飲料水として利用されていること等）の啓発等について、積極的に取り組まれますよう強く要望します。

なお、平成22年度から「不法投棄・散乱ごみ総合対策推進事業市町村補助金」が休止となつた結果、市町村の事業費負担が増大している状況にあることから、当該補助金の復活が必要なこと、さらには、それまでの期間にあっては河川管理者において具体的な対応を講じられますよう要望します。

また、河川の環境美化を保全する事業にあっては、水源環境を保全・再生するための個人県民税超過課税分（水源環境税）の使途とされるよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政局・県土整備局）

県では、不法投棄などを未然に防ぐ対策や河川内の廃棄物を撤去する原状回復対策に取り組んでおります。まず、未然防止の対策としては、河川への車両の乗り入れを規制する車止め柵や警告看板の設置、ダム放流警報施設を利用した河川美化の呼びかけを実施しております。次に、原状回復対策ですが、不法投棄された廃棄物や散乱ごみ、放置車両の撤去を実施しております。

また、河川の草刈りについては、業者に発注して堤防の草刈りを実施しておりますが、地域の自治会等の皆様にお願いする自治会委託制度を活用し、一部の区間では地元の自治会の皆様に草刈りを実施していただいております。厳しい財政状況の中ではありますが、地元市町村と連携しながら、自治会委託制度の更なる活用や地域で行われる河川美化活動への協力など、地域との協働を一層進め、良好な河川環境の保全に努めてまいります。

なお、県では、あらゆる施策や事業について、その休止や廃止を含めて見直しを行い、当該補助金についても平成21年度に休止の決定をしたところであり、再開については未定となっております。

水源環境保全税については、第1期計画において施策対象を水源環境保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組としており、現在も状況に変化がないことから、河川区域内における廃棄物処理対策を新たな施策として、第2期計画に盛り込むことは難しいものと考えております。

（要望事項）

(3) 市町村設置型高度処理型合併処理浄化槽整備に係る交付金対象経費等の見直しについて

現在、三保ダム集水域において、水源環境保全・再生市町村交付金等を活用して、高度処理型合併処理浄化槽の整備を推進しており、設置した浄化槽の維持管理費については、年度ごとに1基あたり、年間10万円で5年間分に限り、交付金の対象経費として補助されています。

一般的に当該浄化槽の耐用年数は、約30年と言われており、その間に十分な維持管理を行なわないと、本来の能力が損なわれ、現在の良好な水環境を維持することができなくなる恐れもあります。

県民の飲料水として利用されている、丹沢湖及び酒匂川水系の恒久的な水質保全のためにも、本事業により設置した当該浄化槽の維持管理費については、交付金対象経費とするよう要望します。

また、本事業を推進している整備エリア内には、規模の大きい浄化槽の設置が必要となる、旅館、キャンプ場、公共施設が多数あります。当該浄化槽の補助基準額は、国の「循環型社会形成推進交付金」制度により、定められていますが、10人槽以上については、実情に合っているとは言えず、市町村の負担が発生していることから、今後整備を進めていくことが困難な状況です。

したがいまして、10人槽以上の浄化槽の補助基準額の見直しについて、国に働きかけるよう要望します。併せて51人槽以上の浄化槽の補助基準額の具体的な提示についても要望します。

<措置状況>（環境農政局）

維持管理費相当額等については、市町村の費用負担を軽減し、導入を促進するための例外的な措置であることから、交付対象期間の延長等は困難であります。

また、補助基準額については、環境省では、毎年度、都道府県を経由して市町村から浄化槽の本体費用及び工事費用を調査して設定していることから、国へ働きかけを行うことは考えておりません。併せて、51人槽以上の浄化槽については、事例が少なく、基準額の設定が困難であることから、個別協議により決定することとなっておりますので、国へ働きかけを行うことは考えておりません。